

杵築市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

杵築市



< 目 次 >

第1章 計画の策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画作成時期.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の策定体制	4
第2章 杵築市の子ども・子育てを取り巻く環境	
1 人口・世帯・人口動態等	5
2 教育・保育施設の状況.....	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	13
4 ニーズ調査の結果概要.....	16
5 杵築市の子ども・子育て支援の課題.....	22
第3章 基本的な考え方	
1 基本理念.....	23
2 基本目標.....	23
3 施策体系.....	25
第4章 教育・保育提供区域の設定	
1 教育・保育提供区域の考え方	26
2 教育・保育提供区域の設定.....	27
第5章 教育・保育施設の充実	
1 量の見込み.....	29
2 提供体制の確保と実施時期.....	30
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	33
4 教育・保育施設の質の向上.....	36
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	36
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	37
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	42
3 地域子ども・子育て支援事業のPR（広報）の充実.....	42

第7章	子ども・子育て支援関連施策の推進	
1	児童虐待防止対策の充実	43
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	44
3	障がい児施策の充実	44
4	仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	45
第8章	次世代育成支援行動計画	
1	目的　～平成27年度からの10年の計画～	46
2	基本理念	47
3	対象	47
4	杵築市次世代育成支援後期行動計画の評価について	48
5	基本目標実現に向けた施策内容（今後10年間の取組）	50
6	一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設	61
第9章	計画の推進体制	
1	関係機関等との連携	62
2	役割	63
3	計画の達成状況の点検・評価	64
<u>資料編</u>		
資料1	計画策定の経緯	67
資料2	計画策定組織について	68
資料3	用語解説	69



第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成 2 年（1990 年）に、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）が 1.57 を記録したとして、少子化傾向が大きな注目を集め、これを機に、国においては様々な少子化対策を講じてきました。特に、平成 15 年には少子化社会対策基本法とともに次世代育成支援対策推進法が施行され、地方公共団体、企業等のそれぞれが主体となって次世代育成支援のための「行動計画」を策定して取組を推進してきたところです。

しかしながら、合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.26 を記録し、平成 22 年に 1.39 と 5 年間でやや改善したものの、人口維持に必要とされる水準 2.08 程度にはほど遠く、国立社会保障・人口問題研究所は現在の状況が続けば 50 年後には日本の総人口が 1 億人を下回り、1 年間に生まれる子どもの数が半数以下になるとの予測を発表しています。

出生率が上昇しない要因として、子どもを産み育てることに希望が持てない現実を指摘する声もあります。厳しい雇用・経済情勢やライフスタイルの多様化等も相まって、男女ともに晩婚化の進行が顕著で、非婚化につながっているとみられます。核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などで子育てに不安や孤立感を深める家庭の増加といった課題を解決し、子どもや子育てをめぐる社会環境をより良いものへと転換していくことが求められています。

政府は、人口が減少する中で、日本社会全体の活力を維持していくためには、女性のさらなる社会進出・参画を進めるとともに、誰もが子育てしやすい社会を実現していくことが重要との認識のもと、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定、その後「子ども・子育て新システムの基本制度」を構築し、平成 24 年に子ども・子育て関連 3 法が成立、公布されました。

子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②計画的な保育の量的拡大と確保、③地域の「子ども・子育て支援事業計画」を定めて計画的に事業を推進することとされました。

杵築市では、子どもの育ちや子育てをめぐる状況が厳しい状況が続く背景を踏まえ、杵築市次世代育成支援行動計画に定めた理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援の質・量の充実」とともに、「家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすこと」、さらにそうした取組を通じて、「家庭を築き、子どもを産み育てるといった希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「杵築市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、杵築市の子どもと子育て家庭を対象として、杵築市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における子どもと子育て家庭にかかわる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外	
子ども・子育て支援法								

■上位計画

杵築市総合計画

整合



杵築市
子ども・子育て支援事業計画

整合



■根拠法令

子ども・子育て関連3法
 ◎子ども・子育て支援法
 ◎認定こども園法
 ◎関連整備法

■関連計画

次世代育成支援行動計画（後期行動計画）
 地域福祉計画
 教育振興基本計画
 母子家庭及び寡婦自立促進計画
 障害者福祉計画
 市整備計画 など

3 計画作成時期

- 子ども・子育て支援法の施行の日の半年程度前までに、おおむねの案を取りまとめることとします。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が、法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめます。

4 計画期間

子ども・子育て支援法の施行の日から5年を1期として作成します。
本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画の策定		計画期間				

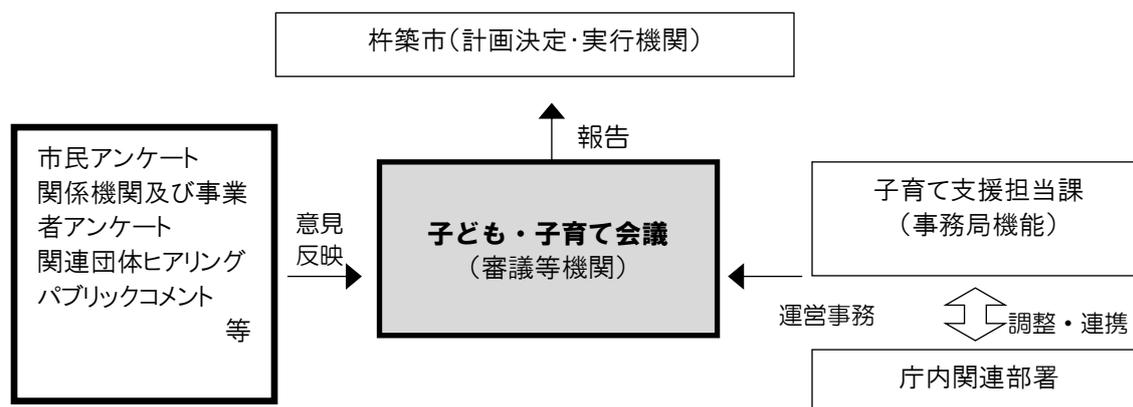
5 計画の策定体制

①子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、杵築市子ども・子育て会議条例第1条に定められている「杵築市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

【子ども・子育て会議実施状況】

	開催日	議案
第1回	H25.10.3	杵築市の子育て支援の現状
第2回	H25.10.30	教育・保育の必要量及び子育て支援事業のためのニーズ調査
第3回	H26.3.25	ニーズ調査内容の報告
第4回	H26.7.30	条例案の承認、教育・保育・子育て支援事業の確保策
第5回	H26.10.21	計画書案の承認、パブリックコメント、利用者負担の承認
第6回	H27.3.11	計画書の承認



②就学前児童及び小学生アンケートの実施

○ 次の2点を把握するため、下記の通りアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,070 票	652 票	60.9%
	小学生	275 票	156 票	56.7%
対象者の抽出方法	就学前児童は全世帯を対象に調査。 小学生は小学3年生までの児童を住民基本台帳から無作為に抽出。			
調査期間	平成25年12月10日～平成25年12月27日			
調査方法	小学校児童、保育所・幼稚園等の就園者は、施設で配付し回収。 家庭での保育実施者は、直接市役所より郵送し、返信により回収。			

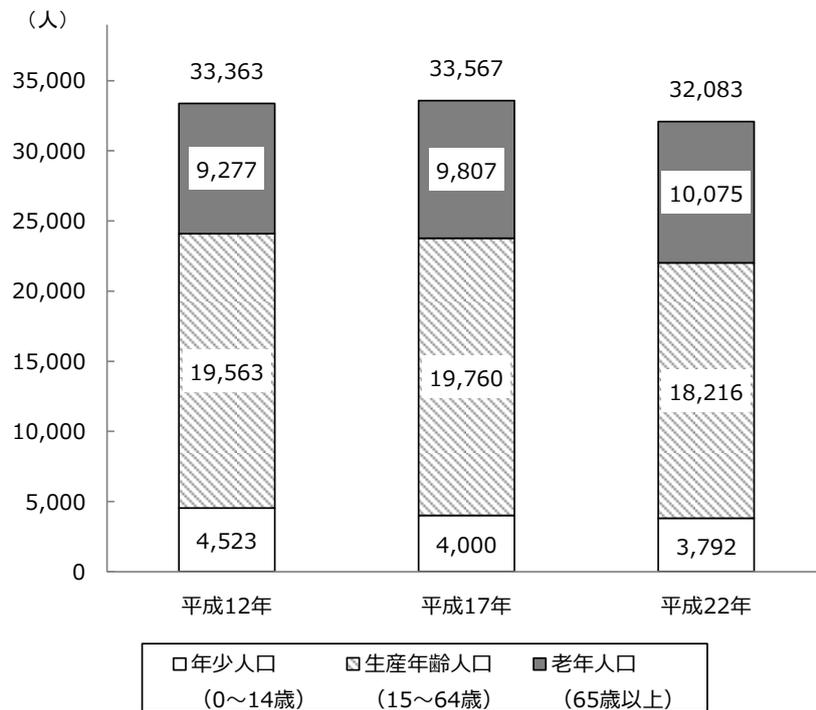
第2章 杵築市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

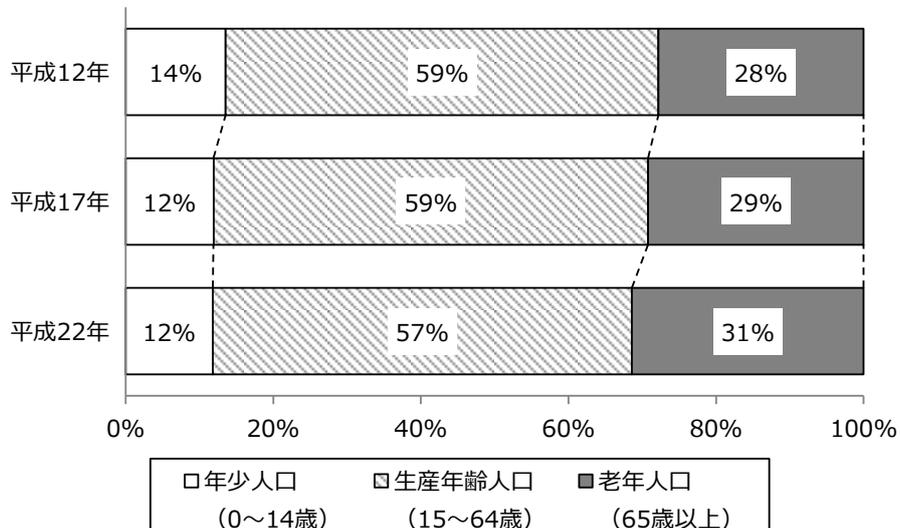
(1) 人口の推移

- 杵築市の人口は、平成17年ごろをピークに減少傾向に転じています。
- 少子高齢化が進行し、年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で約730人減少し、全体に占める割合は約12%に減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



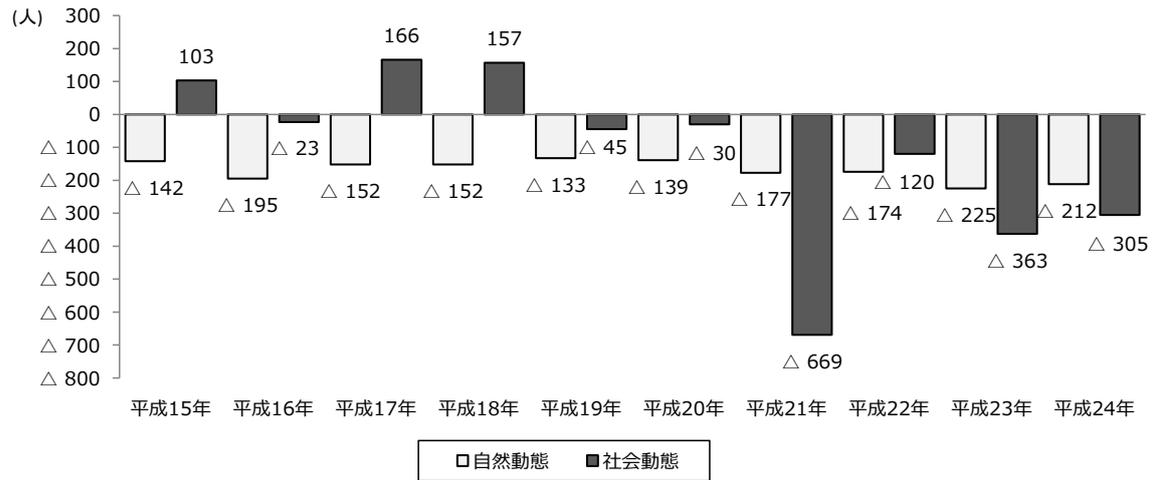
■年齢3区分別人口割合の推移



(2) 自然動態・社会動態

- 社会動態（転入－転出）は、平成 19 年以降マイナスで推移しており、人口減少の要因となっています。
- 自然動態（出生－死亡）は、平成 15 年以降マイナスで推移しており、人口減少を加速させています。

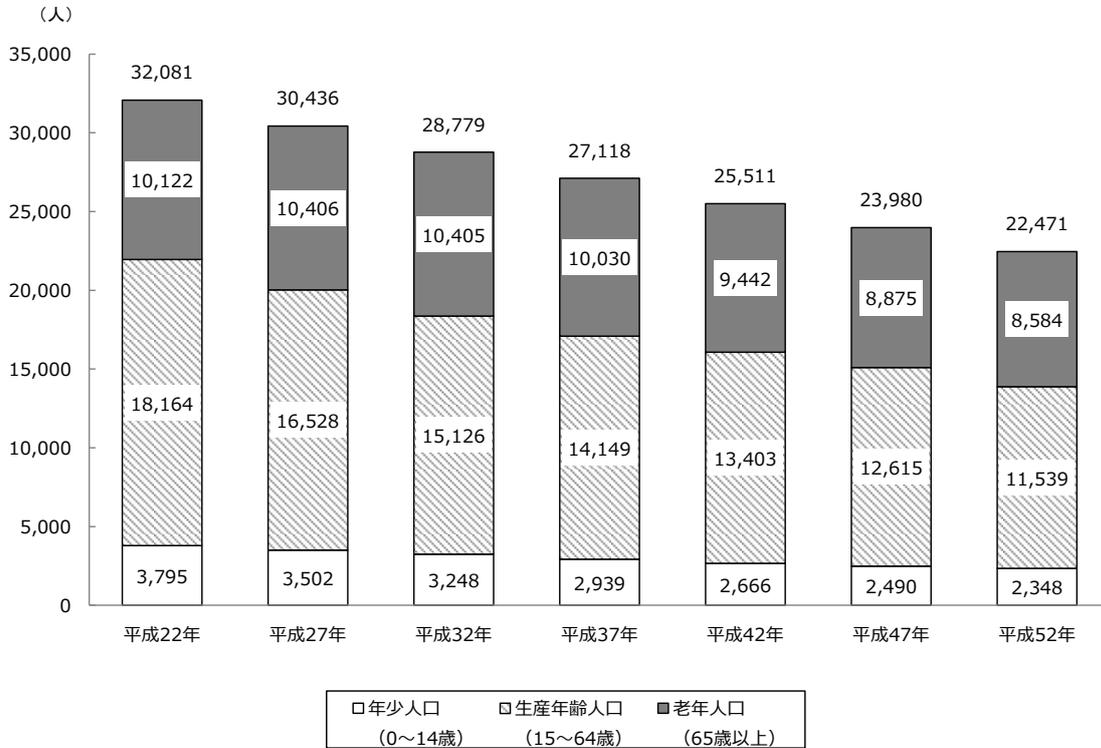
■自然動態・社会動態の推移



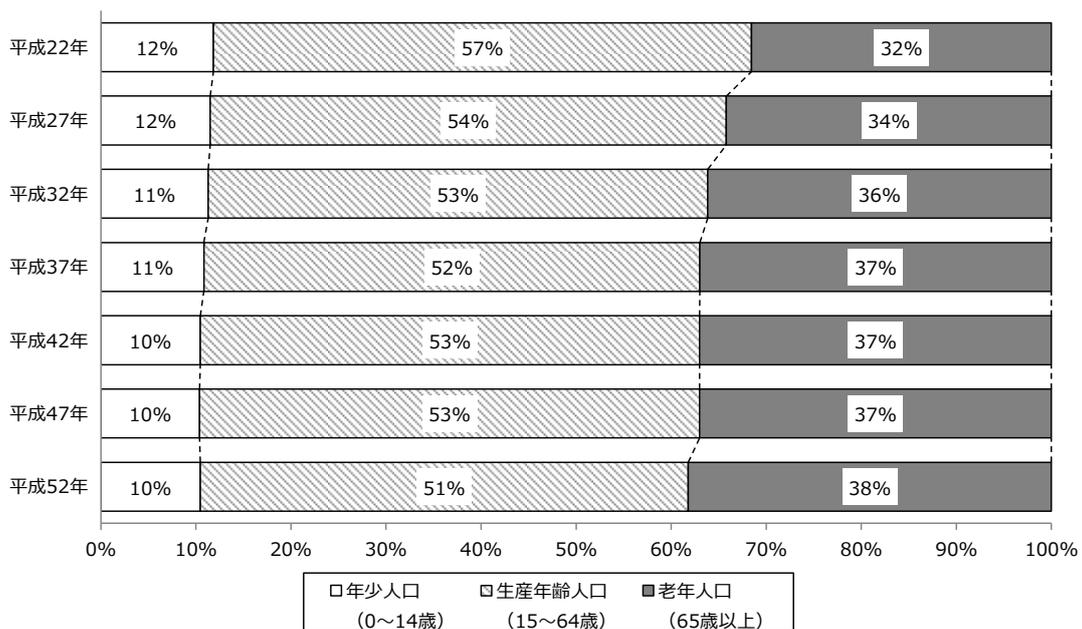
(3) 将来の人口推計

- 将来の人口は、平成52年には、23,000人を下回ると推計されます。
- 年少人口も30年間で約1,450人減少すると見込まれ、少子高齢化が進む見込みと推計されます。

■ 年齢3区分別人口の将来推計



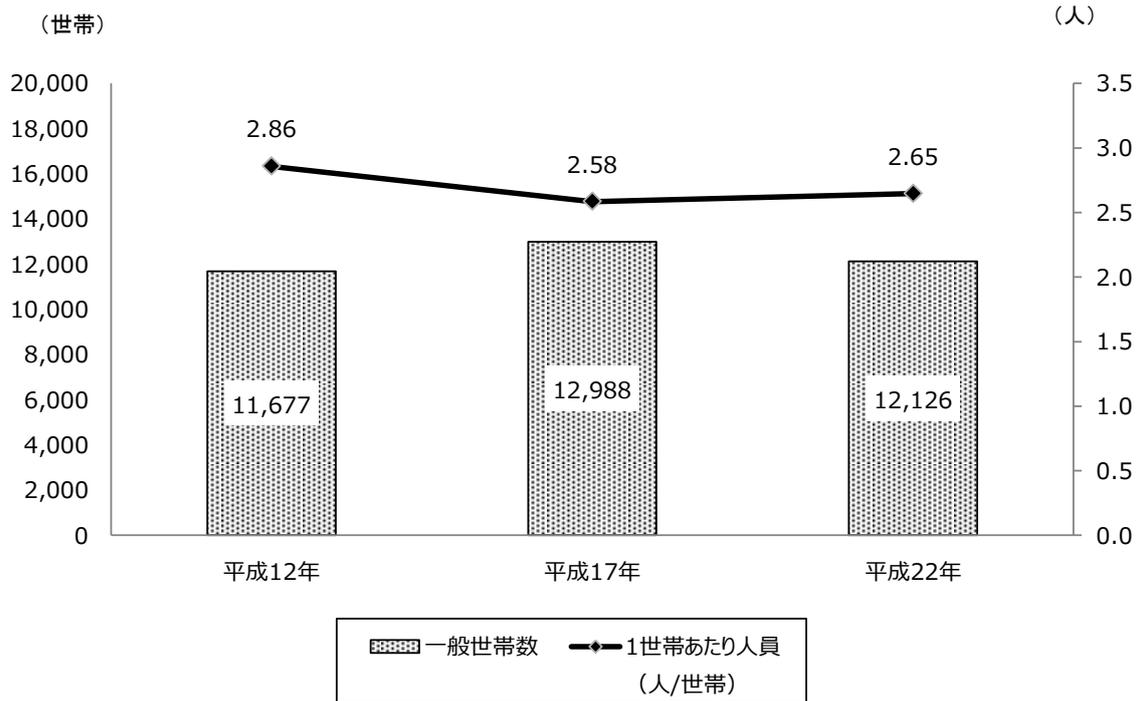
■ 年齢3区分別人口割合の将来推計



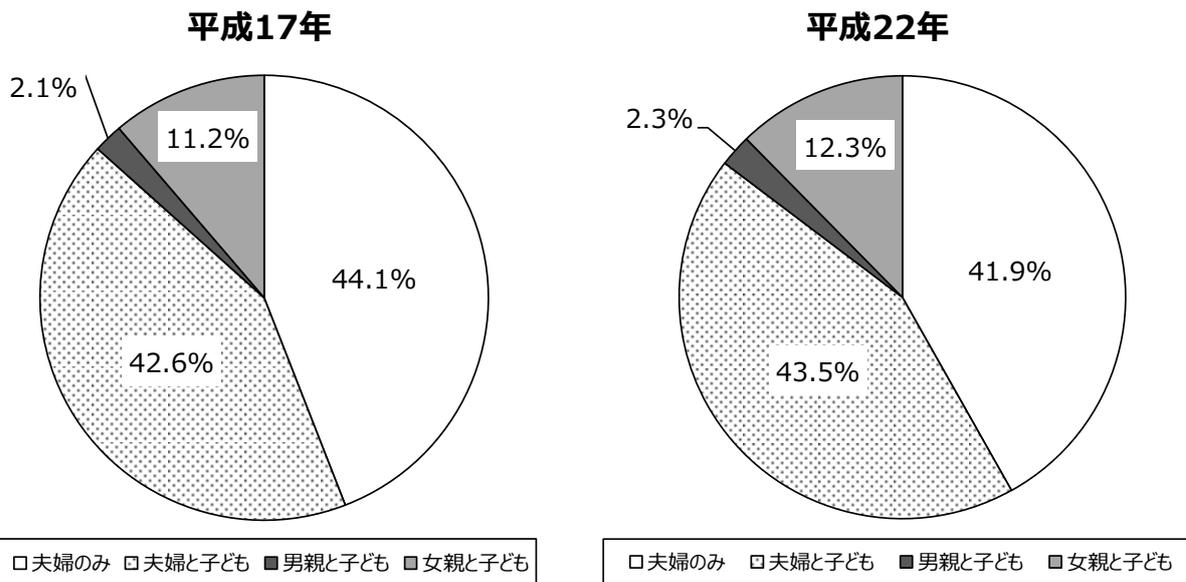
(4) 世帯の状況

- 世帯数は、平成 17 年をピークに、横ばいで推移していますが、平成 12 年と平成 22 年との比較では、約 450 世帯増加しています。
- 1 世帯あたり人員は、2.6 人前後で推移しており、緩やかに核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で、「男親と子ども」及び「女親と子ども」の割合が微増しています。

■世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移



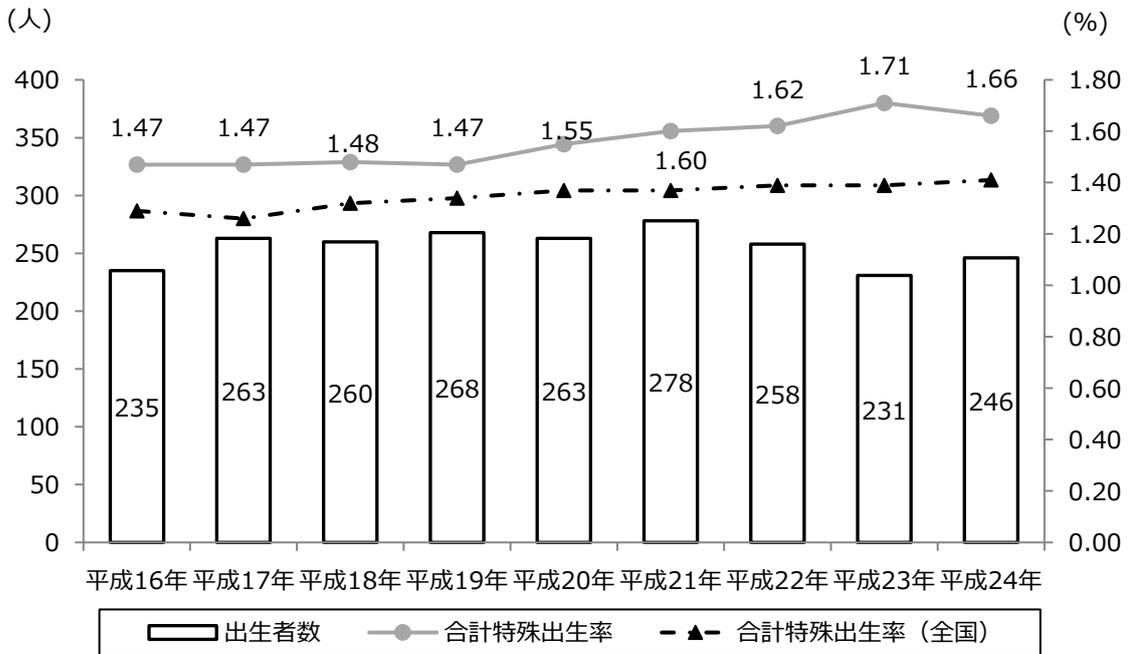
■核家族世帯の構成比



(5) 出生の状況

- 出生者数は、平成 21 年をピークに、減少傾向にあります。
- 合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）は、全国の合計特殊出生率を上回っています。

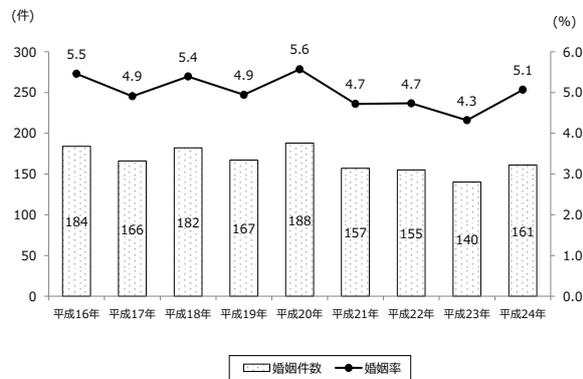
■ 出生者数・合計特殊出生率



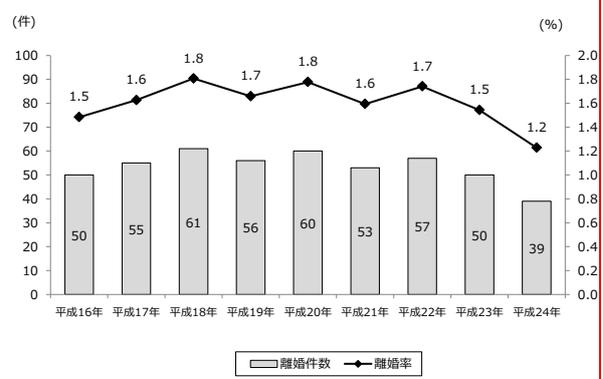
(6) 婚姻・離婚の状況

- 婚姻数、婚姻率は、平成 20 年以降、減少傾向にあります。
- 離婚数、離婚率は、平成 18 年をピークに、年度による増減はみられますが、減少傾向にあります。

■ 婚姻数及び婚姻率の推移



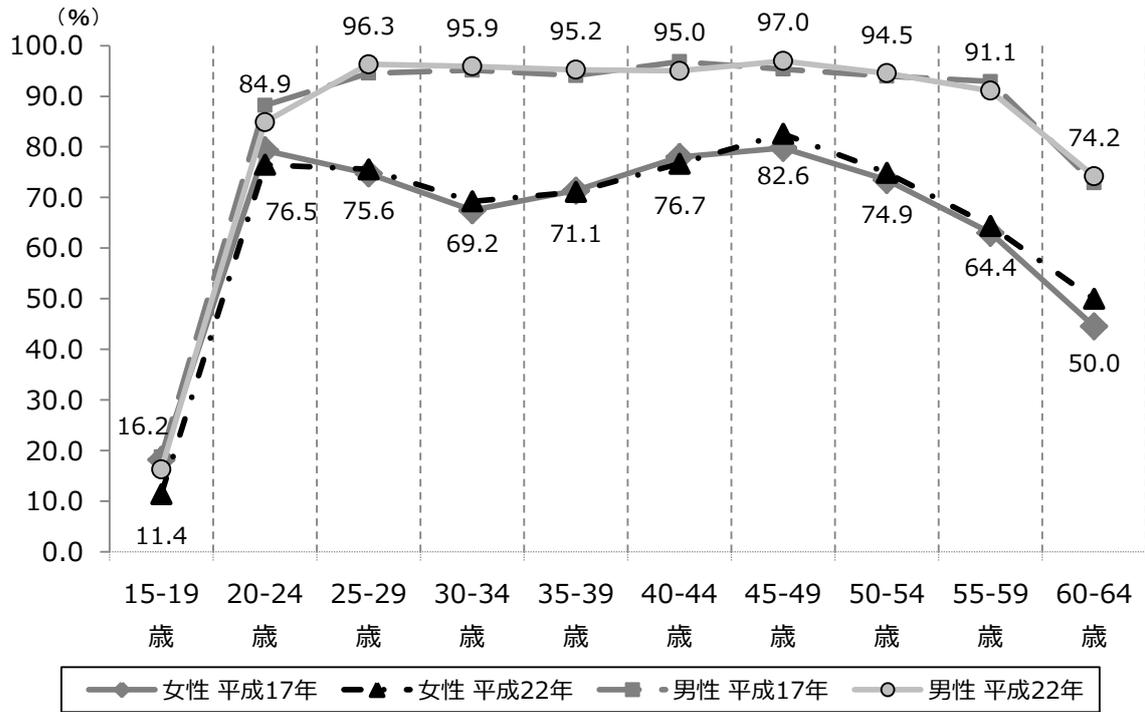
■ 離婚数及び離婚率の推移



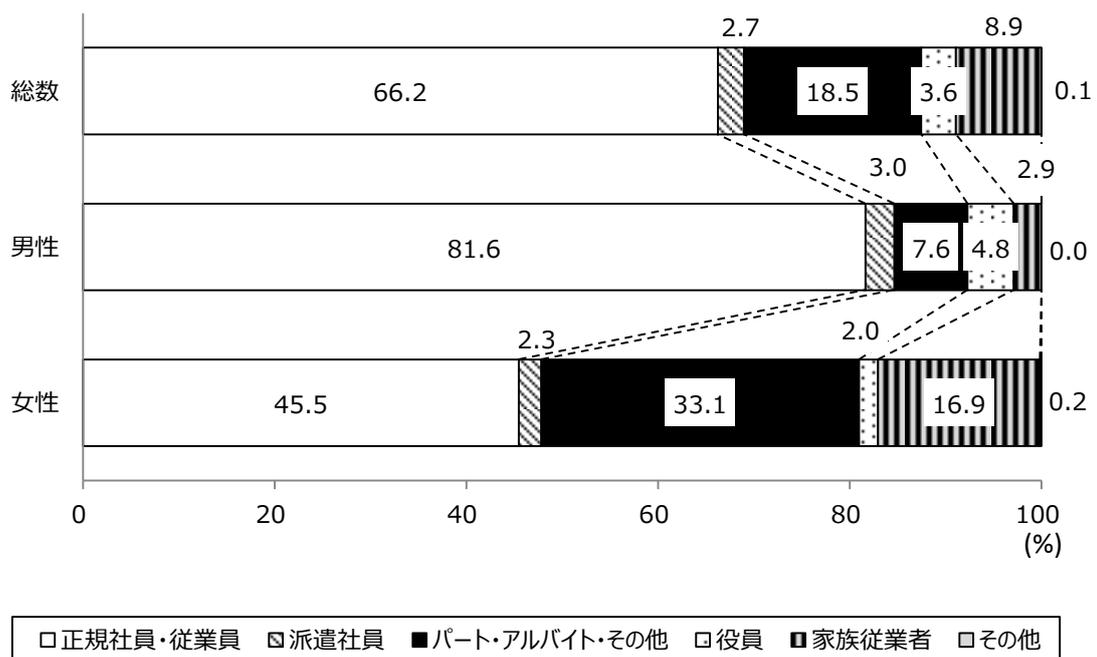
(7) 就労の状況

- 女性の労働力率が20歳代までは上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が穏やかになっています。
- 男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」及び「家族従業者」の割合が多くなっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移



■従業上の地位別従業者数の割合

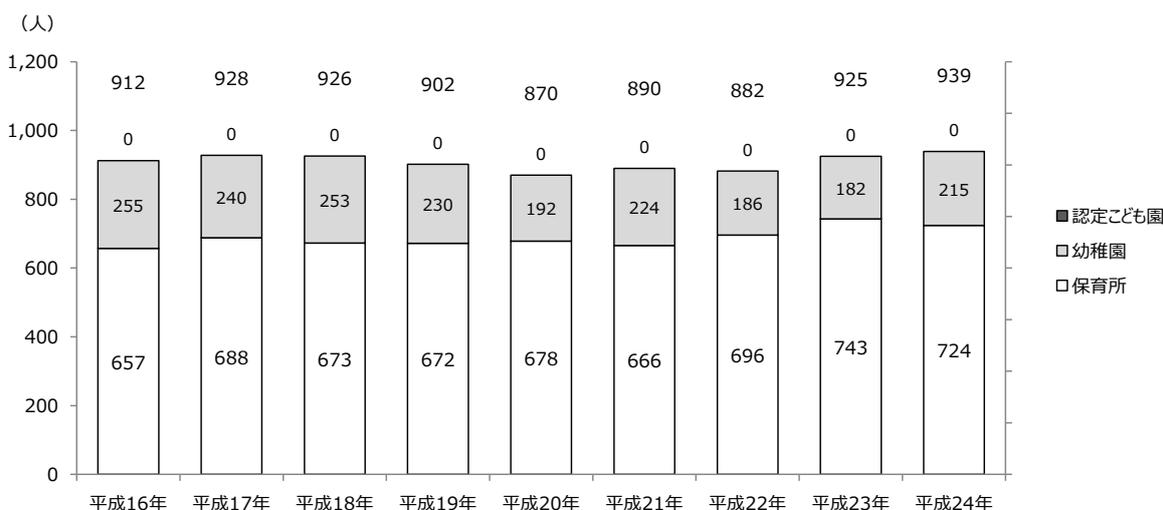


2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

- 保育所の利用児童数は、年により増減はみられますが、おおむね増加傾向にあります。幼稚園の利用児童数は、年により増減はみられますが、おおむね減少傾向にあります。
- 全体では、平成 18 年以降、減少していましたが、平成 23 年からの 2 年間は増加傾向にあります。

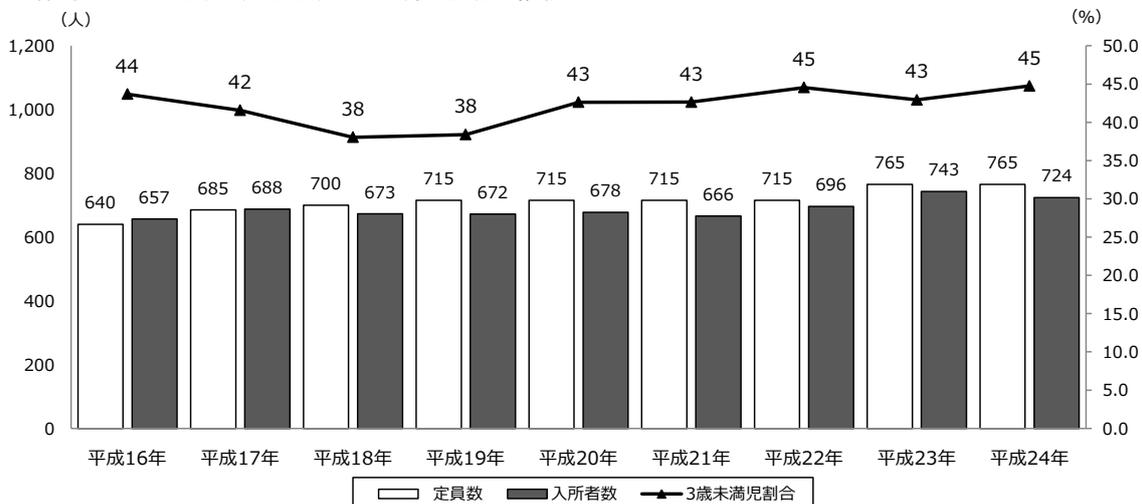
■保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



(2) 保育所の利用状況

- 保育所の入所者数は、わずかな増減で推移していましたが、平成 23 年には前年より 47 人増加しています。また、3 歳未満児の利用割合が少しずつ高くなってきています。
- 定員数は、定員を上回る利用のあった平成 17 年以降増加し、平成 19 年には 715 人になりました。利用者数が増加した平成 23 年には 765 人にさらに増加しています。前年の利用者数などを鑑みた定員数の調整が行われています。

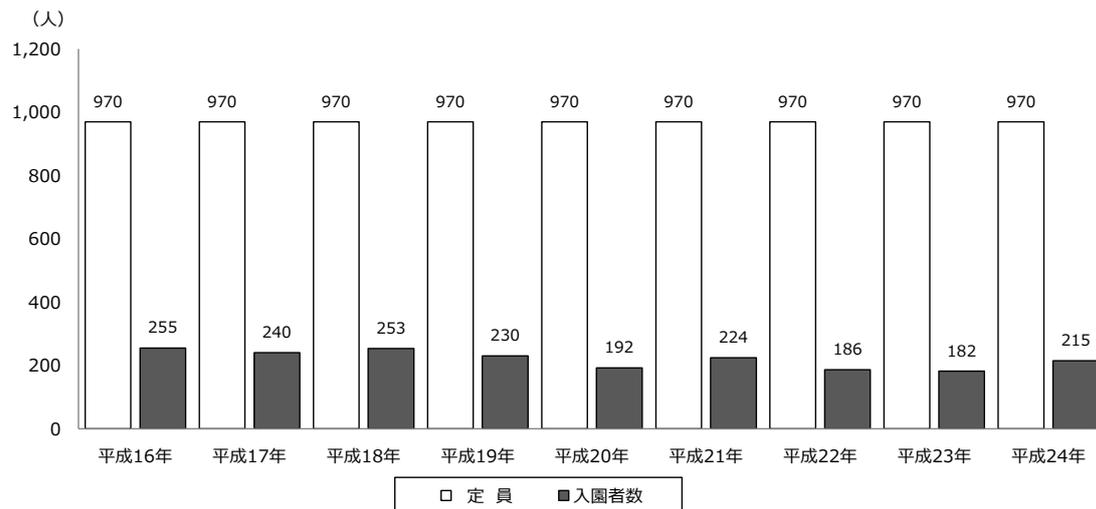
■保育所の定員数、入園者数、3 歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況

- 幼稚園の入園者数は、平成 19 年以降、年度による増減はあるものの、減少傾向にあります。
- 定員数は、平成 16 年の 970 人から変化はありません。
- 定員に対する利用者の割合は、平成 22 年に 20%を下回りましたが、平成 24 年には若干回復しており、約 22%となっています。

■幼稚園の定員数、入園者数数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいい、杵築市内には 2 か所の認可外保育施設が設置されています。

- 杵築市立山香病院院内保育所 たんぽぽ
開所時間 7:00~19:00
定員 12名
- みやうちウィメンズクリニック内 院内託児ルーム リトル・スター
開所時間 9:00~18:00
定員 10名

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て支援事業計画の法定 10 事業の実施状況を以下にまとめます。

(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【延長保育の実施状況】

（平成 24 年度実績）

実施施設：8 園（私立 8 園） 利用人数：延べ 11,602 人

【休日保育の実施状況】

（平成 24 年度実績）

実施施設：1 か所（事業委託先 NPO 法人子どもサポートにっこにこ）

利用人数：延べ 112 人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後子どもプラン）

従来の児童館等と小学校内施設（子どもプラザ）を活用し、留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

（平成 24 年度実績）【実施校区】 15 校区中 14 校区で実施（未実施校区：向野小学校）

【実施か所】 14 か所（児童館 2 か所、保育所 6 か所、幼稚園 1 か所
学校内余裕教室 3 か所、学校内専用施設 2 か所）

【登録児童数】 483 人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ（短期宿泊型の子育て支援サービス）】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則として 7 日以内）一時的に預かるサービスです。

（平成 24 年度実績）

委託施設：1 か所（別府市：栄光園）

利用人数：0 人

【トワイライトステイ（無期間の夜間預かり型子育て支援サービス）】

保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

（平成 24 年度実績）

委託施設：1 箇所（栄光園） 利用人数：0 人

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

（平成 24 年度実績）

訪問家庭件数 231 件 訪問件数 222 件 訪問率：96.1%

（５）養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

（平成 24 年度実績）

延べ支援世帯数：12 世帯

（６）地域子育て支援拠点事業（子ども広場、地域子育て支援センター）

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

（平成 24 年度実績）

【子ども広場】

さくらんぼ（東保育園内）

開催回数：246 回 利用者数：親135 人 子 180 人

※平成 25 年度より山香こども園へ子育て支援センター化して移転

【地域子育て支援センター】

cha*cha（中央保育園内）

開催回数：245 回 利用者数：親1,909 人 子 2,184 人

どんぐり（浄願寺保育園内）

開催回数：244 回 利用者数：親996 人 子 1,254 人

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービスです。

(平成 24 年度実績)

利用人数：1,143 人 (私立 1,143 人)

【一時預かり指定園】※常時受け入れ (専用の保育室、専任保育士あり)

私立：3 園 (浄願寺保育園、大正保育園、山香保育園)

(8) 病児保育事業 (病後児保育)

病気やけがの回復期にある乳幼児 (病後児) を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

【実施機関】平成 26 年 9 月より杵築市立山香病院にて

病児保育施設『きつキッズケアルーム』を創設

(9) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人 (依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人 (提供会員)、両方を兼ねる人 (両方会員) に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

杵築市においては、平成 27 年度より事業開始予定。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業 (妊婦健康診査)

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担で実施します。

(平成 24 年度実績)

利用人数：221 人 (2,574 件/年)

4 ニーズ調査の結果概要

- 調査対象：杵築市在住の就学前児童がいる家庭の保護者 1,070 人
杵築市在住の小学校 3 年生までの就学児童 275 人
- 調査期間：平成 25 年 12 月 10 日～平成 25 年 12 月 27 日
- 調査方法：郵送配付・回収
小学校児童、保育所・幼稚園等の就園者は、施設で配付し回収。
家庭での保育実施者は、直接市役所より郵送し、返信により回収。

- 配布・回収：

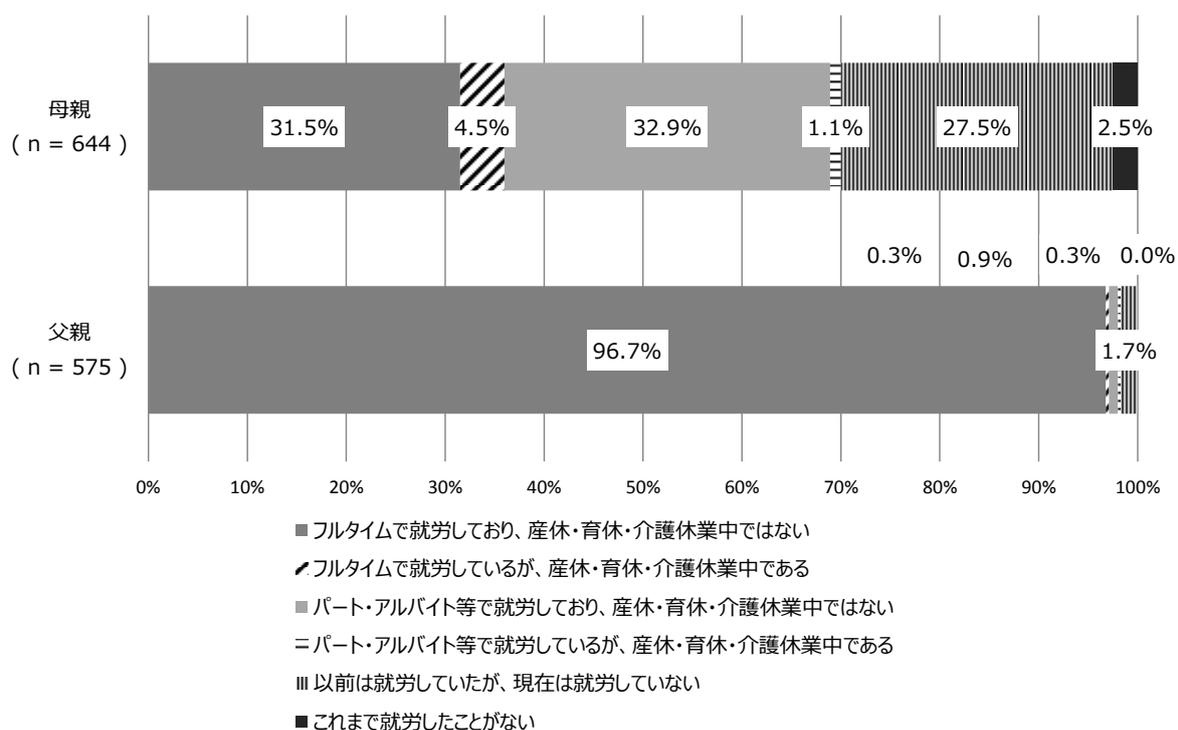
種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,070 票	652 票	60.9%
就学児童	275 票	156 票	56.7%

※詳細は、「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」集計結果報告書 を参照のこと。

(1) 保護者の就労状況

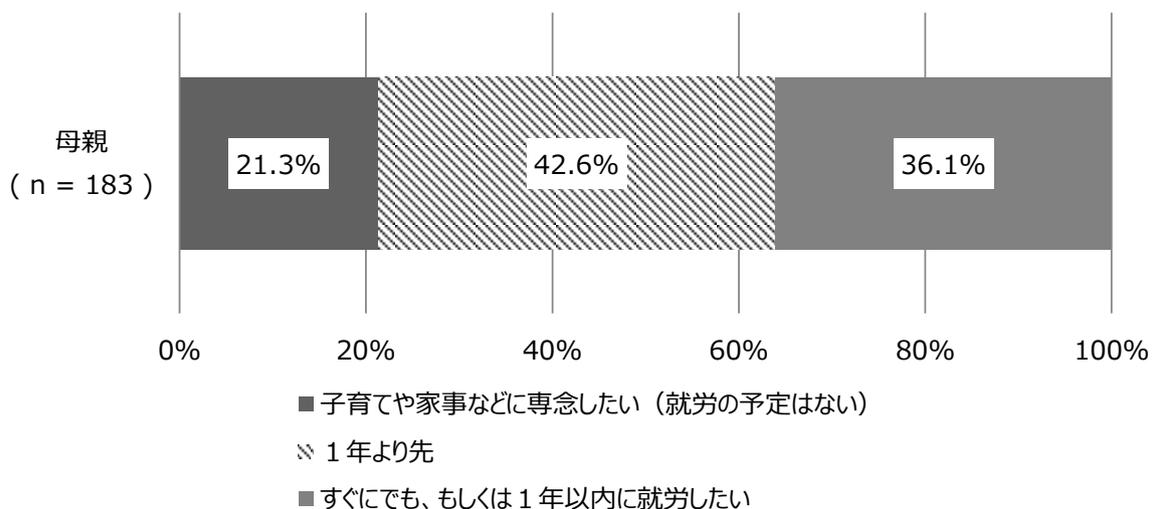
父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 96.7%と多数を占めています。

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 32.9%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 31.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 27.5%となっています。



○ 現在就労していない母親の今後の就労意向

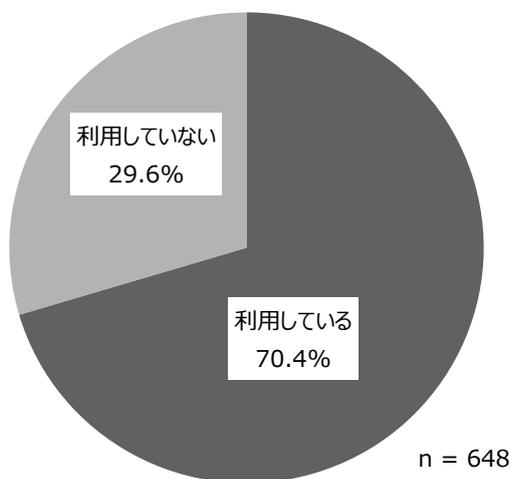
現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先」が42.6%で最も多く、次いで「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が36.1%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が21.3%となっています。



(2) 教育・保育事業の利用について

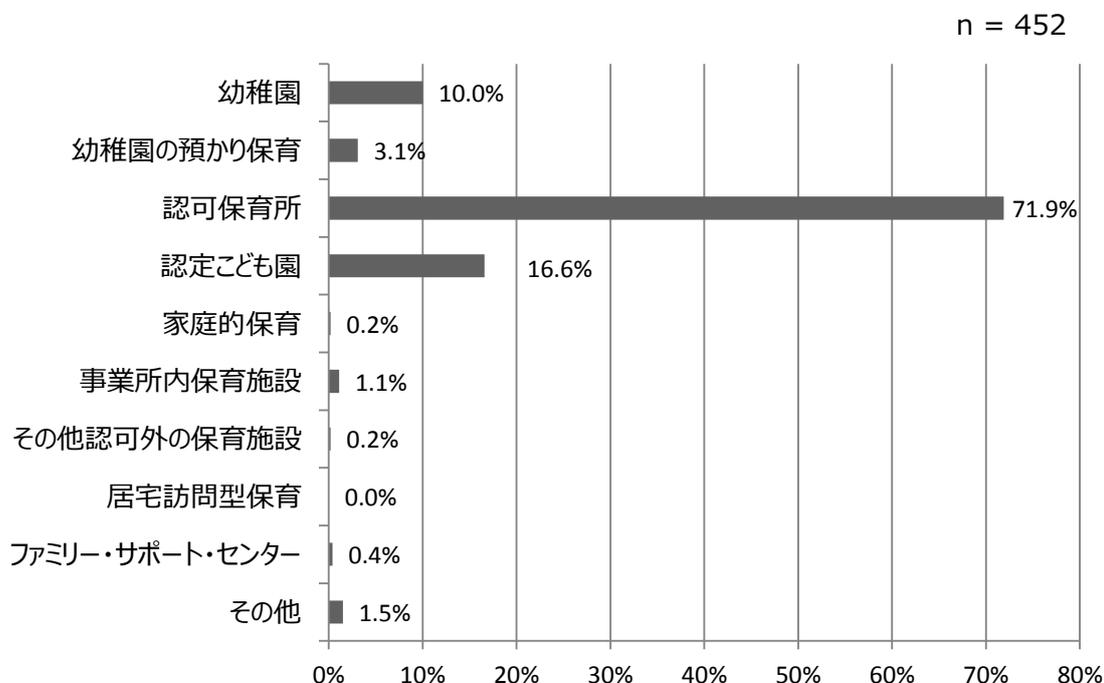
○ 平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が70.4%、「利用していない」が29.6%となっています。



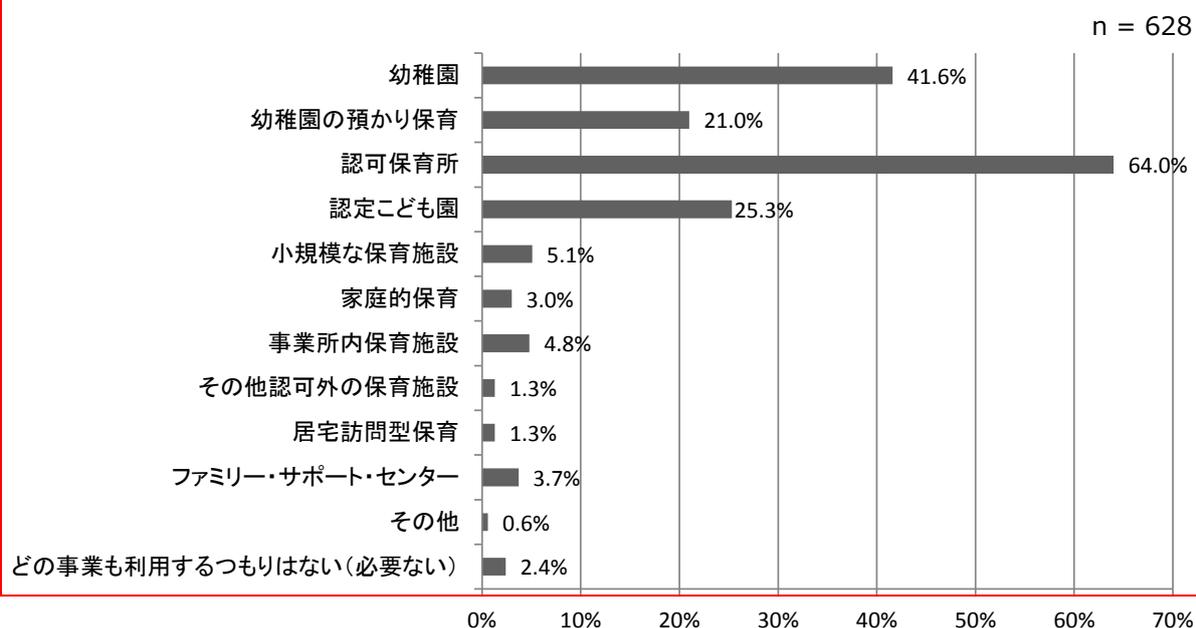
○ 利用している教育・保育事業（複数回答）

定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が71.9%で最も多く、次いで「認定こども園」が16.6%、「幼稚園」が10.0%となっています。



○ 今後、利用したい教育・保育事業（複数回答）

今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が64.0%で最も多く、次いで「幼稚園」が41.6%、「認定こども園」が25.3%、「幼稚園の預かり保育」が21.0%などとなっています。



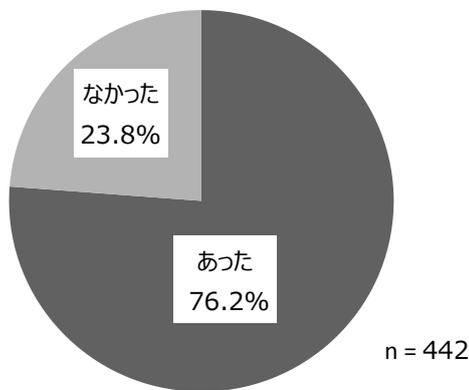
(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

この1年間に子どもの病気やケガで教育・保育施設を利用できなかったことが、「あった」が76.2%、「なかった」が23.8%となっています。

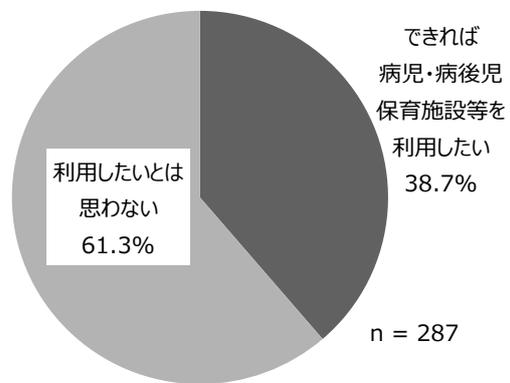
そのときの対処方法は、「母親が休んだ」が86.2%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が41.3%、「父親が休んだ」22.5%、「父親または母親のうち就労していないほうが子どもをみた」が8.4%となっています。

病児・病後児保育の利用については、「利用したいとは思わない」が61.3%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が38.7%となっています。

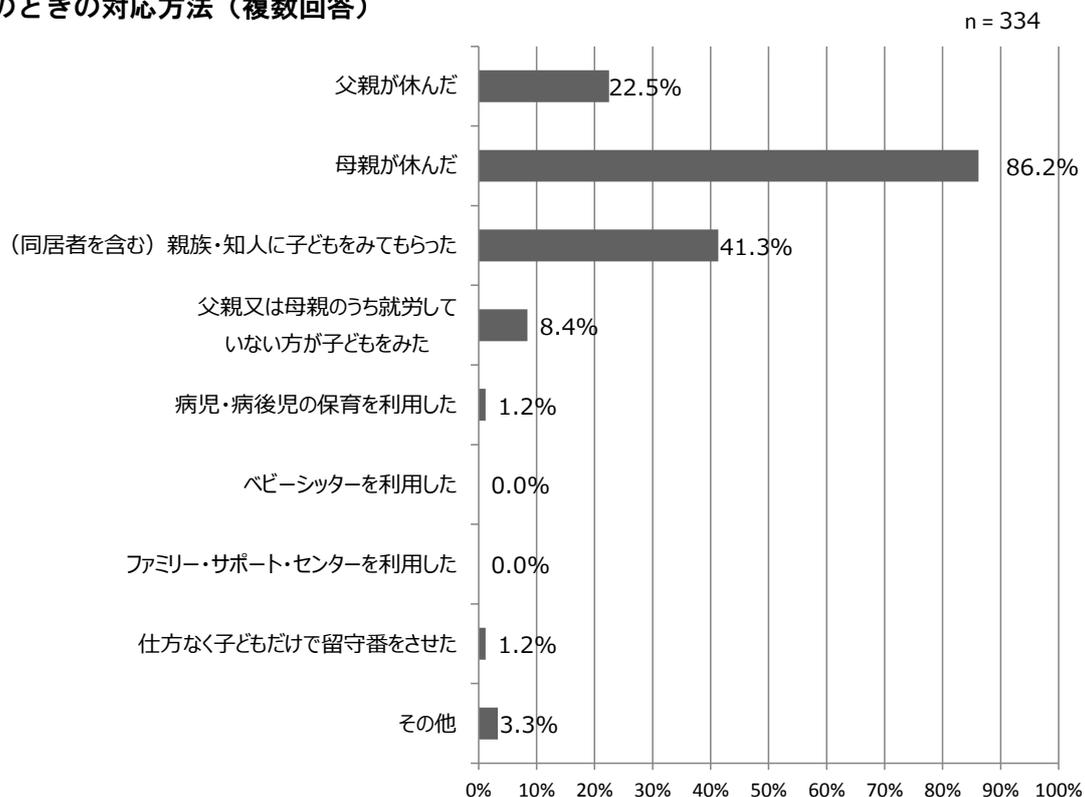
○ 子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった経験



○ 病児・病後児保育の利用意向



○ そのときの対応方法（複数回答）

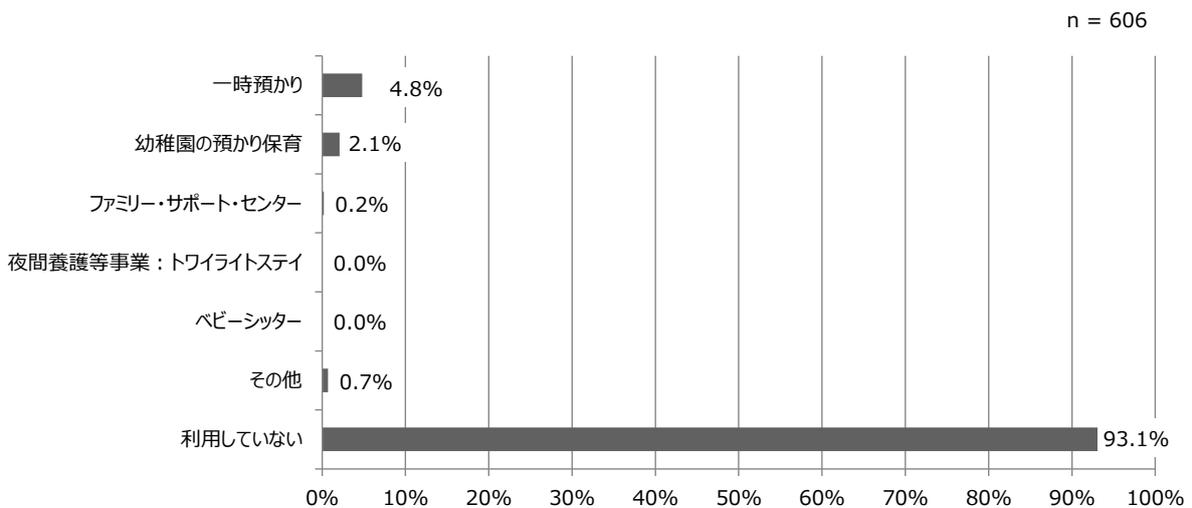


(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

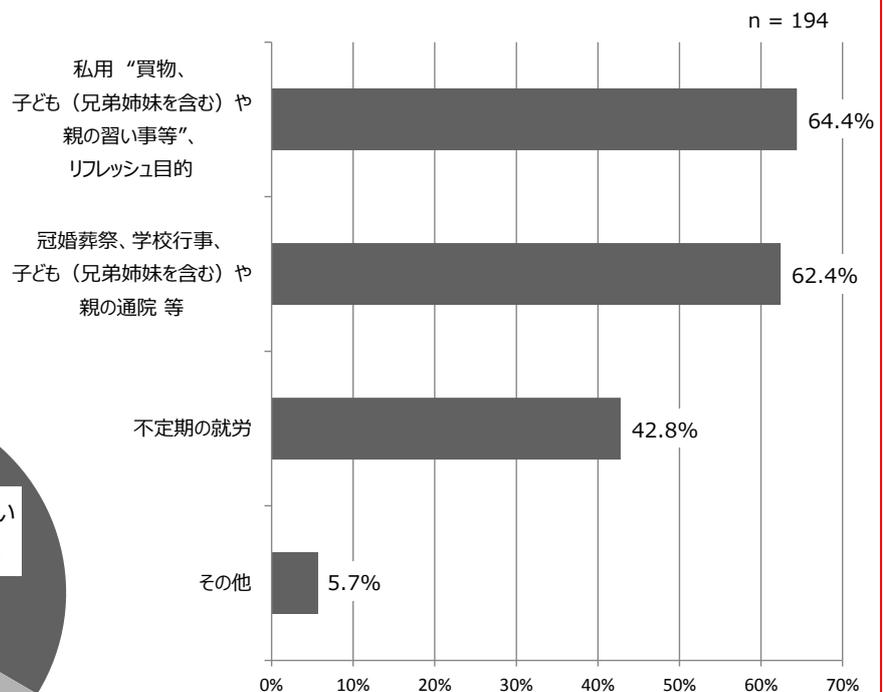
不定期の教育・保育事業の利用について、「利用していない」が93.1%で多数を占めます。今後、不定期の教育・保育事業の利用について、「利用する必要はない」が66.4%、「利用したい」が33.6%となっています。

利用する理由としては、「私用“買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等”、リフレッシュ目的」が64.4%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が62.4%、「不定期の就労」が42.8%となっています。

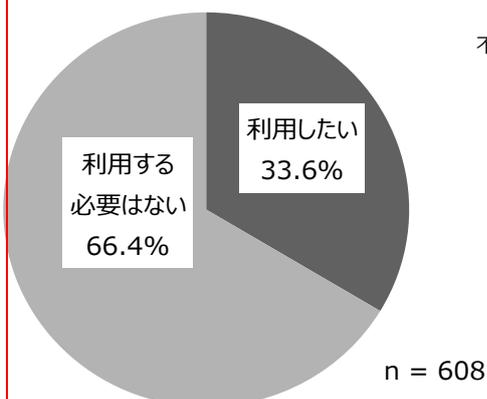
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業（複数回答）



○事業を利用したい目的（複数回答）



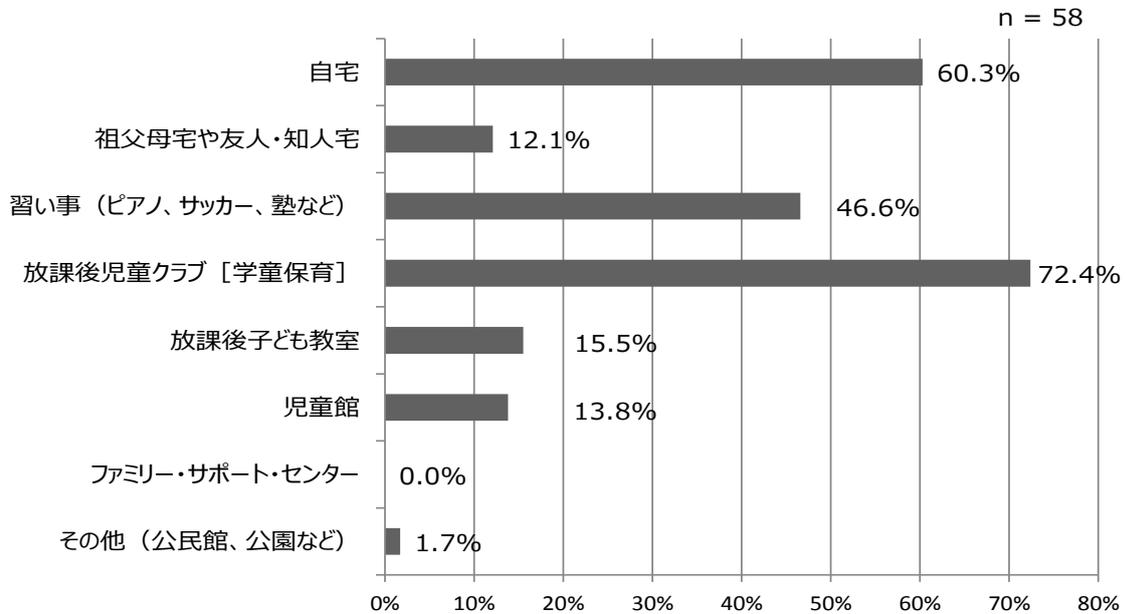
○今後の不定期な事業の利用意向



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

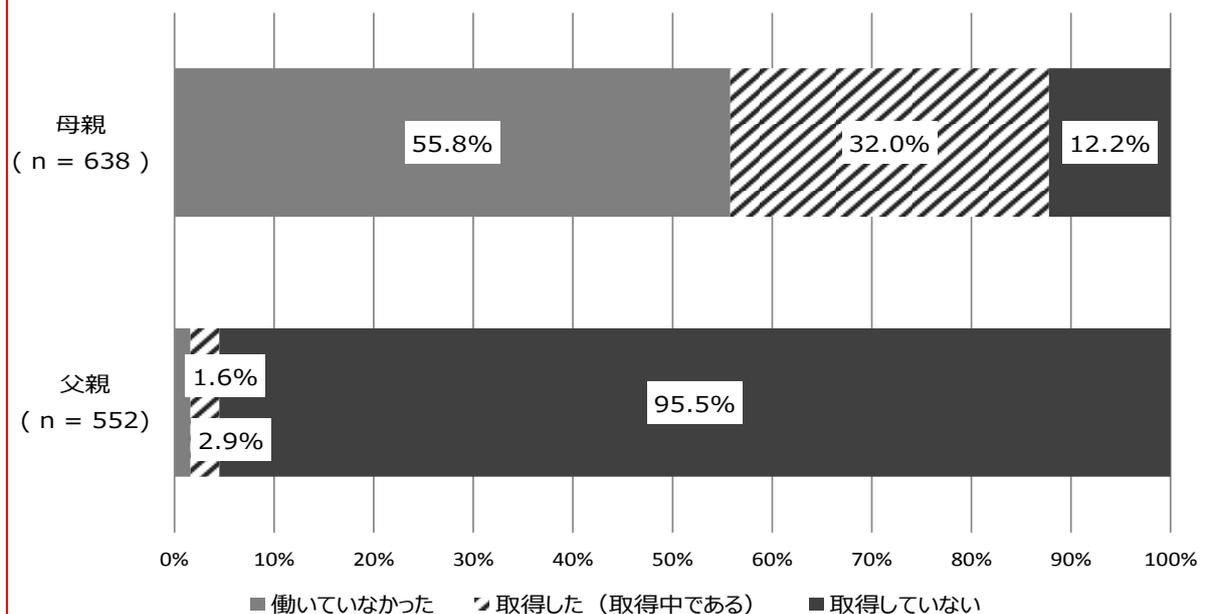
○放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が72.4%で最も多く、次いで「自宅」が60.3%、「習い事（ピアノ、サッカー、塾など）」が46.6%となっています。



(6) 育児休業の取得状況

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が95.5%で多数を占めています
 母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が55.8%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が32.0%、「取得していない」が12.2%となっています。



5 杵築市の子ども・子育て支援の課題

□地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- 少子化により、保育所及び幼稚園のない地域も発生しており、教育・保育の提供を受けるために遠くの保育所・幼稚園に通う地域もあります。身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用できる提供体制を確保するために、提供区域を新たに設ける必要があります。
- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善を進める必要があります。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニーズも多様化している状況に合わせた、教育・保育のメニューの充実が必要です。
- 地域特性に応じた延長保育、休日保育の拡充が求められています。
- 「小一の壁」と言われている幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の放課後児童クラブへのニーズが高く、引き続き拡充が必要と思われます。
- 特に大田地域では2小学校区が平成26年度に統合、山香地域では平成28年度より小学校の統合が4～6小学校区が統合される予定であり、幼稚園・保育所等に小学校との連携のための職員配置や、各施設間の交流活動の推進を図り、「小1の壁」の解消を図ります。
- 一時預かりの柔軟な受け入れ態勢の整備が求められています。
- 就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。
- 子育て支援サービス利用者への育児情報提供と助言の拡大が必要です。
- 小学校及び中学校の間の転出が多くみられます。保護者は別府・大分の高校に通わせる意向が高いためと推測され、中学校まで市内の学校に通ってもらうような施策が求められます。

□家庭・地域の子育て支援を充実

- 年間出生数が年々減少しており、平成24年度は260人程度あった出生数も、平成29年には年間200人を切る見込みであり、出生数維持が課題です。
- 地域の実情に応じた子育て支援サービス等の提供対策が必要です。
- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障がい児や発達が気になる子どもなど特別な支援が必要な子どもに対し、一人一人の状況や発達に応じた支援が必要です。
- 核家族化、子どもの減少や近隣とのかかわりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民がかかわる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。
- 過疎地域における小規模保育の導入を検討する必要があります。

□幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 少子化により、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。
- 教育と保育の一体的提供のできる認定こども園を活用することで、より質の高い教育・保育の提供を実施し、就学前の施設による小1の壁が発生しないようする必要があります。
- 認定こども園法の改善により、新設や移行がしやすくなったことを踏まえ、杵築市として、受入体制を強化するため、こども園教育・保育課程等の基準等を整備する必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、杵築市の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、杵築市総合計画にも掲げる“ひとが育ち輝くまちづくり”を基本理念に“子どもの輝き”“家庭の輝き”“地域の輝き”を目標とし、妊娠から出産・育児までの切れ間ない子育て支援を実現するため、杵築市の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として定めます。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、杵築市において子育て支援の方向性として以下の3つの輝きを基本目標とします。

(1)「子どもの育ちと輝き」

子どもの健やかな発達・人権が保障された社会の実現を目指し、子どもの育ちを成長段階に沿って（次ページ参照）総合的に・計画的に支援し、子どもが輝く環境づくりを進めます。

特に、杵築市の豊かな自然をとおした体験学習の推進や、子どもにかかわるすべての方々を対象に、就学前教育に対する研修を積み重ねることで達成します。就学後においても、体験学習をとおした健全育成にも努めます。

(2)「家庭の育ちと輝き」

保護者が子育ての責任を果たし、同時に、子育ての権利を享受できるよう、子どもとのきずなを深め、子どもの育ちを支える力を自ら高めていくことができるよう、家庭が輝く環境づくりを進めます。

特に、子育てに関する相談機能の充実、子育てに悩む家庭への訪問型の子育て支援（アウトリーチ）などを実施し、子育てに対して孤立感を感じないように支えていきます。

(3)「地域の育ちと輝き」

地域社会のすべての方々が、子どもの育ちや子育て支援の重要性について理解を深め、参画と協働で子どもと子育て家庭を支えるため、地域が輝く環境づくりを進めます。

特に、地域の民生委員を中心とした地域連帯による子育て支援活動の実施や、子育てボランティアの輪を広げる活動を進めます。

この基本目標の下に、分野ごとに基本施策を構成して、すべての子どもとその家庭に切れ目なく支援・サービスを提供できるように取り組みます。

【参考】＜成長段階に沿った子どもの育ちに関する考え方＞

① 乳児期

乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的にかかわることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期につくられます。

② 幼児期 3歳未満

おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物とのかかわりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自信を持ちます。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行うなど、自発的に活動するようになります。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、そのかかわりを通じて社会性を身につけていくこととなります。

③ 幼児期 3歳以上

おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。また、物や人とのかかわりにおける自己表出をおして、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

④ 学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・二 より抜粋

3 施策体系

基本理念に掲げた“子どもの輝き”“家庭の輝き”“地域の輝き”の達成及び杵築市次世代育成支援行動計画（後期計画）の継承を踏まえ、子ども・子育て支援の施策について以下の6つの基本施策とその方向性をまとめます。

	基本目標	基本施策	事業(★は子ども・子育て事業計画掲載事業)
	ひとが育ち輝くまちづくり 杵築	子どもの育ちと輝き	施策1 子どもが健やかに育つ環境づくり
施策2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進			子育て支援相談事業 養育支援訪問事業★ ホームスタート事業 子ども・家庭総合支援事業 障がい児保育推進事業 特別支援教育支援員配置事業
家庭の育ちと輝き		施策3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり	妊婦健診（14回までの検診を公費補助）★ 乳児家庭全戸訪問事業★ 妊婦教室 パパ・ママ安産教室 ペリネイタルビジット事業 母子手帳・子育てガイド交付事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業 乳幼児健診 養育支援事業★ 子ども医療費助成事業
		施策4 仕事と生活の調和	ワーク・ライフ・バランスの推進 男性の子育て支援参画事業 病児・病後児保育事業★ 子育て短期支援事業★ 延長保育事業★
地域の育ちと輝き		施策5 地域における子育て支援の充実	子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業★ 放課後児童クラブの設置・整備 放課後児童健全育成事業★ 高齢者子育て支援ボランティア事業 子育て支援NPO等との連携
		施策6 安心・安全な子育てを支える地域づくり	自治協議会健全育成部事業 各地域における防災士の配置 児童主任委員連絡会議 子育てサロン 母親クラブ

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

1 杵築市における教育・保育提供区域

杵築市全域を2区域（杵築地域と山香・大田地域）として設定する。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	2区域（杵築地域と山香・大田地域）	教育・保育の区域設定については2区域（杵築地域と山香・大田地域）とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から杵築市全域を基本とする。なお、教育・保育施設を利用する事業については、2区域（杵築地域と山香・大田地域）、放課後児童健全育成事業については、小学校区とする。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親または子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	2区域（杵築地域と山香・大田地域）	通常利用する施設等での利用が想定されるため、杵築市内を2区域（杵築地域と山香・大田地域）として設定する。
妊婦健診 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	杵築市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	杵築市内全域	現状どおり、杵築市内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業	杵築市内全域	現状どおり、杵築市内全域とする。

11 事業	提供区域	考え方
<p>養育支援事業（子育て短期支援事業）</p> <p>ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う</p>	<p>杵築市内全域</p>	<p>現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とする。</p>
<p>子育て援助活動支援事業</p> <p>ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う</p>	<p>杵築市内全域</p>	<p>現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とする。</p>
<p>一時預かり事業</p> <p>保育所その他の場所において、一時的に預かる事業</p>	<p>2 区域（杵築地域と山香・大田地域）</p>	<p>教育・保育施設での利用も含むため、杵築市内を2区域（杵築地域と山香・大田地域）として設定する。</p>
<p>時間外保育事業</p> <p>延長保育・休日保育を行う事業</p>	<p>2 区域（杵築地域と山香・大田地域）</p>	<p>通常利用する施設等での利用が想定されるため、杵築市内を2区域（杵築地域と山香・大田地域）として設定する。</p>
<p>病児・病後児保育事業</p> <p>保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院・保育所等に付設した専用スペース等で一時的に保育する事業</p>	<p>杵築市内全域</p>	<p>現状の提供体制、利用状況を踏まえ、杵築市内全域とする。</p>
<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業</p>	<p>各小学校区</p>	<p>現状どおり、各小学校区を基本として実施する。</p>

第5章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

【認定区分】

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組みの事です。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容（サービスの供給体制及び定員総数等）及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■杵築提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	183 人	254 人	246 人	239 人	234 人
確保の内容	770 人	855 人	855 人	855 人	855 人
特定教育・保育施設	770 人	855 人	855 人	855 人	855 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	587 人	601 人	609 人	616 人	621 人

※平成 28 年度以降の確保の内容としての 85 名増分は、恵城こども園 20 名、大正こども園 15 名、松栄こども園 25 名、浄願寺こども園 25 名の定員増により実現。

■山香・大田提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	52 人	51 人	50 人	49 人	47 人
確保の内容	135 人				
特定教育・保育施設	135 人				
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	83 人	84 人	85 人	86 人	88 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

(2) 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

■柞築提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	367 人	284 人	277 人	270 人	261 人
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	23 人				
上記以外	344 人	261 人	254 人	247 人	238 人
確保の内容	300 人	280 人	280 人	280 人	280 人
特定教育・保育施設	300 人	280 人	280 人	280 人	280 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	-67 人	-4 人	3 人	10 人	19 人

※平成 28 年度以降の確保の内容としての 20 名減分は、大正保育園と浄願寺保育園の認定こども園以降に伴う定員減（各 10 名）による。

■山香・大田提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	92 人	89 人	87 人	84 人	82 人
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
上記以外	87 人	84 人	82 人	79 人	77 人
確保の内容	106 人				
特定教育・保育施設	106 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	14 人	17 人	19 人	22 人	24 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（0歳、保育所を利用希望）

■柞築提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	82 人	78 人	77 人	75 人	73 人
確保の内容	80 人				
特定教育・保育施設	80 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	-2 人	2 人	3 人	5 人	7 人

■山香・大田提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	22 人	21 人	20 人	19 人	19 人
確保の内容	28 人				
特定教育・保育施設	28 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	6 人	7 人	8 人	9 人	9 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(4) 3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

■杵築提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	219 人	209 人	204 人	198 人	193 人
確保の内容	206 人	211 人	211 人	211 人	211 人
特定教育・保育施設	206 人	211 人	211 人	211 人	211 人
地域型保育事業	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	-7 人	8 人	13 人	19 人	24 人

※平成 28 年度以降の確保の内容としての 5 名増分は、大正保育園の認定こども園以降に伴う定員増（5 名）による。

■山香・大田提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	57 人	55 人	53 人	52 人	50 人
確保の内容	76 人				
特定教育・保育施設	76 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	19 人	21 人	23 人	24 人	26 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入体制づくりを行います。

以下に、基本とする考え方等を説明します。

1 認定こども園の特徴

- ① 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- ② 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- ③ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- ④ 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ環境です。
- ⑤ 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

2 認定こども園の取り扱いについて

（1）幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境をとおして行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成されます。

（2）小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
そのためにも、利用者支援事業による子育てコーディネイター・家庭児童相談員等を行政に配置し、施設側には小学校連携担当教諭（保育士）の配置に取り組み、両者連携して乳幼児期から円滑な小学校への接続を図ります。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

（3）幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に
応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した1日の生活の流れを考えます。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活
動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

【配慮すべき事項の詳細】

① 発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考
慮し、集団生活の経験の違い等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。
また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通
点について理解を深めるように努めます。

② 養護に関すること

家庭と協力しながら、一人一人の発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関
係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③ 乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人一人の生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が
著しい子どもの様子や日々の保育の状況について情報提供します。また、情報提供とともに、
保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

④ 満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、
基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子
どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

⑤ 健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に
基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整える
とともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付
けることができるように努めます。

⑥ 特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相
談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。ま
た、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動をともにするこ
とができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活
体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援に
ついて共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図
れるようにします。

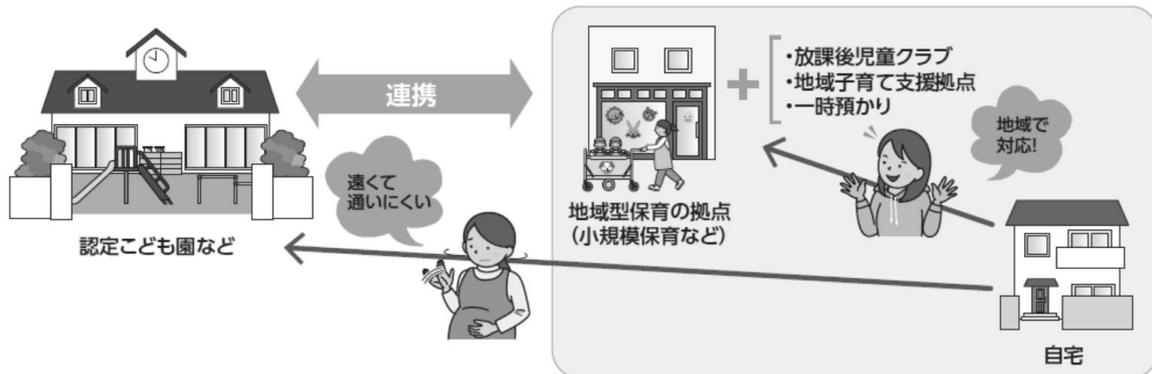
⑦ 子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場
づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧ 家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）



(出典：内閣府パンフレット)

4 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外にも幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

(1) 杵築市の教育・保育の提供方針

幼児教育は生涯にわたる人間形成を培う重要な役割を担っています。杵築市では幼児教育は人とのかかわり、自然とのかかわりなど環境との主体的なかかわりを大切にし、かかわりをとおして学ぶ体験学習を基に人間形成を培うため、杵築市こども園教育・保育課程を策定し推進していきます。

また幼稚園教育専門の指導主事を配置し幼保の連続性、小1の壁等の点から、4・5歳児における小学校との連携を推進します。

(2) 教育・保育の提供目標

- 幼稚園・保育所・認定こども園と、小学校との行事への参加などの定期的な連携を実施。
- 幼稚園・保育所・認定こども園職員と小学校職員との連携を実施。
- 私立においても、幼児教育及び保育にかかわる専門員（指導主事）の配置。
- 公立幼稚園・私立幼稚園（認定こども園）合同による幼児教育の研修の実施。
- 市と県とが連携して、質の高い教育・保育の提供のための職員研修の実施。

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

第6章 地域子ども・子育て支援事

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉にかかわる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

杵築市では子育てコーディネーターを市役所に配置し、各施設と小学校との連携や各施設間の連携にも努めます。

[対象年齢] 0～5歳

杵築市では、市内全体で1名の配置を平成27年度から実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数（か所）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（8時間）を超えて、最長で午前6時00分から午後9時00分の保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

延長保育は、現状杵築地域において、1園にて午前6時00分から午後9時00分まで対応可能な園がありますが、引き続き実施します。

山香・大田地域においては、夜間預かり午後8時00分までの預かりに対応している園が1園ありますが、引き続き実施します。

休日保育は、杵築地域、山香・大田地域の各2地域2か所で実施しています。現状の体制を引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	12,624	12,240	11,904	11,568	11,280
確保の方策（人）	12,624	12,240	11,904	11,568	11,280

（３）放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）※定員に余裕がある場合は、幼稚園児の利用も可。

杵築市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み（人）	195	190	182	172	164
【高学年】 量の見込み（人）	62	62	60	59	58
確保の方策（人）	600	600	600	600	600

（４）養育支援事業（ショートステイ等の子育て短期支援事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人／年

杵築市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	2	2	2	2	2
確保の方策（人/年）	2	2	2	2	2

（５）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 0歳

杵築市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	191	182	178	173	168
確保の方策	191	182	178	173	168

※実施体制としては、杵築市直営とします。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

杵築市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	20	20	20	20	20
確保の方策	20	20	20	20	20

※グッドイナフの会・NPO法人こどもサポート『にっこ・にこ』に一部委託します。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2歳

[単位] 延べ利用者数（月間）人／回

杵築市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/回）	5,784	5,532	5,388	5,232	5,088

確保の方策（か所）	3	3	3	3	3
-----------	---	---	---	---	---

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かり保育を行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

①幼稚園における在園児対象型

杵築市では、認定こども園に移行した施設も含め、引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人日／年）	254	260	262	262	260
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり （1号認定見込み）	9	10	10	10	10
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり （2号認定見込み）	245	250	253	252	250
確保の方策（人日／年）	13,606	13,304	12,945	12,605	12,245

②幼稚園における在園児対象型以外

杵築市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	7,570	7,316	7,366	7,170	6,738
確保の方策（人日／年）	7,810	7,558	7,608	7,166	6,980
保育所の一時的預かり （在園児対象型以外）	7,568	7,316	7,366	6,928	6,738
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	240	240	240	240	240
トワイライトステイ	2	2	2	2	2

(9) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

杵築市では、平成26年度に事業を開始し現状に引き続き実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日／年）	1,784	1,726	1,681	1,635	1,590
確保の方策（人日／年）	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000
病児保育事業	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録をしていただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

杵築市では、現状はキッズステーション事業として事業を実施しており、引き続き実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）	240	240	240	240	240

(11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

杵築市では、現状に引き続きすべての妊婦を対象に14回までの検診を公費助成対象として実施します。

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）	2,674	2,548	2,492	2,422	2,352
確保の方策	2,674	2,548	2,492	2,422	2,352

※県内の産婦人科医にて健診すれば、杵築市より公費助成が受けられます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業)

世帯の所得状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

杵築市では、現在はニーズが顕在化していないため事業化しませんが、今後のニーズ等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

杵築市では、当面は事業化しませんが、必要性等を勘案しつつ事業化を検討することとします。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

子どもの発達が、幼児期から小中学校へと保育から教育への連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、杵築市におけるこれらの連携を推進します。

特に幼稚園であった施設がこども園になった際の保育の質、保育所であった施設がこども園になった際の教育の質の確保について、教育・保育の質が向上できるよう、市主催の研修等を実施します。

3 地域子ども・子育て支援事業のPR（広報）の充実

杵築市は他市と比較しても充実した事業を実施していますが、そのPR（広報）が行き届いていないため、サービスを受けられる事業があるにもかかわらず、サービスを受けることができていない保護者がいることが、子ども・子育て会議およびパブリックコメントで寄せられました。

今後は、子育てサービスを気軽に利用できるよう、子育てクーポン等を導入し、杵築市の充実した子育て環境を知ってもらうとともに、ホームページの充実、子育てチラシの作成、今後子育て世帯となる中学生・高校生へのPRなども含めて実施していきます。

第7章 子ども・子育て支援関連施策

1 児童虐待防止対策の充実

杵築市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

① 関係機関との連携及び杵築市における相談体制の強化

杵築市における子ども・子育てに関する相談体制は、「子育て・健康推進課」をはじめ、「教育委員会学校教育課」の各行政機関のほか、各保育所、幼稚園、こども園、小中学校・児童館などにおいて、子どもにかかわる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制を下に
関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、大分県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や大分県中央児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、大分県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

② 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

3 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受け入れ及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

第8章 次世代育成支援行動計画

1 目的 ～平成27年度からの10年の計画～

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、杵築市においてこれまで取り組んできた「杵築市次世代育成支援行動計画」を評価・検証の上、同計画を継承する計画として平成27年度から平成36年度までの10年間の次世代育成支援行動計画を策定します。

この計画は、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的とします。

近年、杵築市では年間の出生児童数が減少しており、市内及び近隣市町村の事業所等の減少などにより20歳から65歳までの就労人口も減少し、少子高齢化が顕著に表れはじめています。

杵築市が今後、各世代ともに均等のとれた人口構造を構築し、より良い地域づくりを発展していく上でも、就労の場の確保と、地域社会全体での子育て世代への支援がより一層必要となってきました。

杵築市においては、平成17年度より杵築市次世代育成支援行動計画を策定し、次世代を社会で支えていく基本計画を策定し、平成22年度には杵築市次世代育成支援後期行動計画においては、多様な保育ニーズに対応するため、平成26年度までに実施する子育て支援事業に目標数値を設定して、子育て支援を推進してきました。

今後、子育て世代への支援として、『杵築市総合計画』、平成27年度より施行されます『杵築市子ども・子育て支援事業計画』と、『杵築市次世代育成支援行動計画』の3計画を中心に実施していきます。

《子育て世代への支援に関連する3つの計画》

- 杵築市総合計画・・・杵築市の子育て支援の位置づけ
- 杵築市子ども・子育て支援事業計画・・・具体的な子育て支援計画
- 杵築市次世代育成支援計画・・・地域でささえる子育て世代への支援計画

2 基本理念

この計画は、地域でささえる子育て世代への支援計画の目指す方向性として、杵築市総合計画並びに杵築市子ども・子育て支援事業計画にも掲げる“ひとが育ち輝くまちづくり”を基本理念に“子どもの輝き”“家庭の輝き”“地域の輝き”を共通の目標として定めます。

そして、平成 27 年度以降も平成 26 年度までの次世代育成支援後期行動計画で掲げた基本方針を継承します。地域で支える取組として、子育ての負担軽減することができるよう、子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等を実施し、地区公民館、学校、高齢者子育て支援ボランティア団体、自治協議会青少年部会・民生委員等との連携をし、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

また、企業等へ妊娠補助休暇、出産休暇、出産補助休暇、育児休暇等の各種子育て世代に係る休暇制度を推進します。いちばん身近な子育て支援策として、男性（父親）の子育て支援策も推進します。

3 対象

○ 本計画における対象年齢は、次世代育成支援対策推進法に基づき、下表の通りとします。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後			
子ども・子育て支援法								
次世代育成支援対策推進法								

4 杵築市次世代育成支援後期行動計画の評価について

平成 22 年度に策定した杵築市次世代育成支援後期行動計画では 7 つの基本目標を定め、それぞれの基本施策を位置づけ施策を実施してきました。また、子育て支援事業の目標数値を設定し、事業を推進してきました。

平成 27 年度以降も、これまでの計画の評価を踏まえ、7 つの基本目標を中心に従来の次世代育成支援行動計画の内容を継続し、事業の実施計画を定めます。

1. あの子も この子も みんなの子
2. みんなで笑顔あふれる 元気な毎日
3. 子どもの“生きる力”と“学ぶ力”を育てる整備環境
4. のびのびと子どもが育つ 安心・安全まちづくり
5. 家庭も職場も ささえあい
6. 笑顔のために 一歩前へ
7. 子どもの目線で まちづくり

【子育て支援事業の目標数値と達成率】

事業名	H21時点	H26目標	現 状	達成状況
通常保育事業	11 園 715 人	11 園 715 人	10 園 790 人	達 成
延長保育事業	9 園	10 園	8 園	未達成
休日保育事業	未実施	1 園	2 箇所	達 成
病児・病後児保育事業	未実施	1 箇所	1 箇所	達 成
一時保育事業	2 園	4 園	3 園	未達成
ショートステイ事業	未実施	1 箇所	1 箇所	達 成
放課後児童健全育成事業	12 箇所	14 箇所	14 箇所	達 成
地域子育て支援拠点事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所	達 成
ファミリーサポートセンター事業	未実施	1 箇所	1 箇所	達 成

※ファミリーサポートセンター事業は、杵築市キッズステーション事業として達成

【評 価】 ※杵築市子ども・子育て会議での評価

- 保育所の積極的な建設を推進し、定員の拡大を図り待機児童を発生させていないことは非常に評価できる（新築：5園 増築：2園）。
- 放課後児童クラブについても、積極的に設置と整備を図り 15 小学校区中、14 小学校区で設置がなされたことは評価できる（未設置校区：向野小学校）。
- 過疎地域において幼保を一体的に実施する“認定こども園”の整備の推進を目標としていたが、平成 25 年度に山香こども園、平成 26 年度に大田こども園の整備ができたことは評価できる。
- 過疎化の影響で、上保育園が休園になったことは残念。
- 杵築小学校児童クラブ（すこやか・のびやかクラブ）は、児童数の関係で小3までの受け入れ対象であるが、小6までを受け入れ対象にして欲しいというニーズに応えられていない。
- 杵築市では、小学生から中学生世代の減少率が著しい。定住促進のためには小・中学生世帯の支援の拡充が必要である。
- 親子で参加できるスポーツや育児ストレス発散のための活動の場がない。
- 市や民間の会議やイベントなどに、『託児あり』がなかなかない。
- 病児保育が山香地域にできたが、杵築地域にも設置して欲しい。
- 杵築市内で小児科等夕方（夜間）の受け付けがあると安心だと思います。
- 自然環境を活用した、体験学習の場を増やしてほしい。

5 基本目標実現に向けた施策内容（今後 10 年間の取組）

1 地域でささえる子育て世代への支援 ～あの子もこの子も みんなの子～

（1）子育てサービスの実施内容と今後の取組方針

【施策展開の基本方針】

本市には現在幼稚園が8園、保育所が8園、認定こども園2園があります。少子化の影響を受け、他市町村と同様に本市でも、就学前児童数は減少しているものの、長引く不況や女性の社会進出などに伴い、多様な保育サービス・幼稚園教育の充実、幼稚園・保育所の保育料の軽減等の事業を実施していきます。

また本市では、都市化の進行とこれに伴う地域の連帯の希薄化、さらに家族形態の核家族化などを背景として子育て家庭の孤立感が深まり、育児の負担感・不安感が増大しています。

「世代間交流事業」や「高齢者と保育所児との交流」等を実施し、地域における子育て支援に努めるとともに、各中学校区に地域子育て支援センターを開設して、育児不安の相談、情報の提供などを引き続き行っていきます。

平成 26 年度までの次世代育成支援行動計画（以下「次世代行動計画」という。）では、ほぼ計画を達成できたものの、今後とも保育所外での保育サービス、病児保育などの充実が必要です。

事業名称	担当課	事業内容
窓口・ホームページによる情報の提供	子ども子育て支援課	子育てサービスに関する情報を市民窓口やホームページにより情報提供するため、子育て支援ガイド、子育て応援ホームページの充実に努めます。
保育料の軽減	子ども子育て支援課	子育てをする家庭の経済的な負担を軽減するため、経済状況に応じた保育料の軽減を行っていきます。
病児保育の実施	子ども子育て支援課	子どもが病気の際においても、安心して仕事できる環境づくりのため、市内小児科医と連携して設置を目指します。
教育・保育内容の充実	子ども子育て支援課	研修・勉強会等により、保育教諭等の資質の向上に努めるとともに、教育・保育内容の充実に努めます。
子育てサークル育児支援の充実	子ども子育て支援課	子どもの遊び場の確保、母親の交流、情報交換の促進を図るため、子育て拠点センターと連携して、子育てサークルの育成を引き続き実施していきます。
にこにこ保育支援事業	子ども子育て支援課	第2子及び第3子以降の3歳未満児の保育料を減額・免除していきます。

事業名称	担当課	事業内容
保育所地域活動事業	子ども子育て支援課	保育所における低学年児童の受け入れを推進します。
ボランティアの養成	社会教育課	高齢者等が、子育て支援のボランティアとして活躍できるよう、子育ての知識などの研修等を行い、子育て支援のボランティア育成に努めます。
保育所の地域交流の推進	子ども子育て支援課	児童の健全な育成、地域住民の「次世代の子育ては地域全体で行う」という意識を啓発するため、保育所の地域交流を推進します。
母子保健推進員活動	健康長寿あんしん課	子どもの健診・教室事業等に参画できる子育てボランティアとして母子保健推進員の育成を行います。
ホームスタート事業	子ども子育て支援課	子育てに悩む保護者の自宅へ、研修を受けたホームビジターが訪問し、子育ての悩みを傾聴し、悩みを共有し、共同して解消に向かいます。
幼保小の連携事業	子ども子育て支援課 学校教育課	幼保一元化をはじめとする課題、育児・教育における様々な問題を共通の問題として認識し、幼稚園、保育所、小学校の連携を図り対処できるよう、幼保小の情報を共有しスムーズに小学校へつながる連携事業を開催します。
幼稚園就園の奨励	教育総務課	保護者の負担を軽減できるように、様々な支援・対策を実施し、幼稚園への就園を引き続き奨励していきます。（新制度移行の幼稚園は実施しない）
園庭開放の充実	子ども子育て支援課	幼稚園で実施している園庭開放のさらなる充実のための働きかけを実施します。

（２）児童の放課後等の健全育成

【施策展開の基本方針】

女性の社会進出による共働き世帯の増加等に伴い、小学校低学年を主とする放課後の居場所づくりの創出が求められています。このため、本市では「放課後児童クラブ」の拡充に努めています。平成 26 年末現在で 14 か所開設されておりますが、小学校 3 年までの受け入れクラブもあり、児童クラブを利用する受入れ児童の拡大に努めます。

また教育委員会として、市内小学校全校区で実施している「放課後子ども教室」との一体的な運営を山香地域では実施できているので、全地域に向けて推進していきます。

事業名称	担当課	事業内容
放課後子ども教室の推進	社会教育課	児童の放課後等の居場所づくりの推進として、地域のボランティアとの体験・学習をとおして健全育成に努めます。平成31年度までに全小学校区で、児童クラブとの一体的な実施に努めます。
青少年健全育成連絡会議への支援	社会教育課	地域住民で組織する青少年健全育成の推進活動に対して、組織強化のための継続的な支援を実施します。

2 みんなで笑顔あふれる元気な毎日

【施策展開の基本方針】

妊娠期、出産期、新生児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、乳幼児健診、訪問指導等の充実を努めるとともに、妊産婦、乳幼児が正しい食事の摂取、望ましい食習慣の定着を図ることができるよう、食事に関する学習機会、情報提供により食育を推進します。

また、子育てにおいて、小児医療は非常に重要であるため、医療関係機関と連携を図り、小児医療体制の充実を努めるとともに、安心して医療を受けることができるよう、医療費助成等の支援対策の充実を努めます。

事業名称	担当課	事業内容
乳幼児訪問指導の充実	健康長寿あんしん課	乳幼児、母子の健康を確保するため、家庭を訪問し、保健指導を行っていきます。
妊婦教室	健康長寿あんしん課	出産や育児不安軽減のため、妊娠期からの出産・育児等に関する知識の普及や仲間づくりを目的として妊婦教室を実施していきます。
ママパパ安産教室の開催	健康長寿あんしん課	できるだけ多くの人々が適切な時期での受講ができるよう、回数・体制等の充実を努めます。
各種母子健康診査の充実	健康長寿あんしん課	妊婦、乳幼児、母子の健康を確保するため、妊婦健康診査、幼児健診、発生率の高い乳がん・子宮がん検診等を実施し、広報活動による受診率向上に努めます。
親子ふれあい教室・わんぱくサークルの充実	健康長寿あんしん課	幼児の健康な発育を図るため、親子ふれあい教室・わんぱくサークルの充実を努めます。
乳児相談の充実	健康長寿あんしん課	乳幼児期の育児不安の軽減のため、「赤ちゃん広場」「ここにはいはい広場」の充実を努めます。
健康教育の充実	健康長寿あんしん課	広報紙、ホームページ、各種健診等を活用して、健康教育を実施するとともに、多くの人々が関心のあるテーマの選定、教育内容の充実を努めます。

事業名称	担当課	事業内容
子ども教室の充実	子ども子育て支援課	多くの子どもたちに「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけさせるよう努めます。
親子料理教室	子ども子育て支援課	乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を進めて行きます。
学校給食の充実	教育総務課	学校栄養職員、管理栄養士等と連携を図り、学校給食の献立のさらなる充実に努めます。
幼稚園・保育所等の給食の充実	子ども子育て支援課	幼稚園・保育所等の調理担当、管理栄養士等と連携を図り、保育所の給食の充実に努めます。
学校における食育の学習活動充実	学校教育課	小学校、中学校において、学校栄養職員、管理栄養士等により食事の正しい摂り方、食に関する知識等の食育を指導して行きます。
親の食育に対する意識の啓発	健康長寿あんしん課	広報紙、講演会等の開催等により、食育の重要性についての広報に努めます。
家庭教育講演会の開催	生涯学習課	小学生高学年を持つ保護者を対象に、思春期における心の問題に関する研修会の実施に努めます。
相談体制の充実	子ども子育て支援課 健康長寿あんしん課	医療機関、福祉機関が連携し、小学生・中学生が気軽に相談できる体制の整備に努めます。
乳幼児健康診査の充実	健康長寿あんしん課	乳幼児の疾病の早期発見、早期治療を図るため、関係機関と連携し乳幼児健康診査の充実に努めるとともに個別訪問や母子保健推進員などの声かけ等で受診率の向上に努めます。
乳幼児医療費の助成	子ども子育て支援課	安心して妊娠、出産、育児ができるよう、医療費助成の継続と拡充に努めます。
医療機関の充実	健康長寿あんしん課	関係機関との連携し、乳幼児のための医療機関、救急医療施設の充実に努めるとともに広報紙、ホームページ等を活用し休日の当番医に関する情報提供に努めます。

3 子どもの“生きる力”と“学ぶ力”を育てる環境整備

【施策展開の基本方針】

中学生、高校生年代の、近い将来親となる若者に対し、家庭を築き子どもを育てることの大切さを啓発し、次世代の親の育成に努めます。

また、子どもたちの確かな学力の向上、豊かな心の醸成、健やかな体の育成が図れるよう、幼稚園、保育所、小学校、中学校等における教育の充実に努めるとともに、幼児期においては、家庭・地域での教育は特に重要となるため、家庭における教育の支援、地域における教育力の向上に努めます。

近年、情報化社会の進展等により、子どもの健全な育成に悪影響を及ぼす性や暴力に関する過激な情報があふれているため、関係機関と協力し、これらの有害環境の改善に努めます。

杵築市では、命を大切に作る心、自然を大切に作る心、物を大切に作る心など、心の教育を重視した道徳教育を充実するとともに、子どもたちの生きる力と知恵を育む、感性豊かな人づくりの教育をめざします。子どもたちが自然と触れ合う様々な講座を開催して、「豊かな心の育成」に努めているとともに、スポーツに関するイベントを開催し、スポーツを身近に感じられるような施策の充実に取り組んでいます。

事業名称	担当課	事業内容
中学生・高校生のボランティア活動の推進	社会教育課	中学生・高校生がボランティアとして活動する機会を積極的に取り入れ、地域社会に貢献できる心のやさしい若者の育成に努めます。
親子ふれあい教室の開催	健康長寿あんしん課	特に、日常ふれあう機会の少ない父子（父親と3～6歳児）でコミュニケーションを図る場として、親子ふれあい教室を開催します。
土曜教室の推進	社会教育課	子どもの多様な体験活動の機会の充実を目的に実施します。
夏休み中央公民館学校の実施	社会教育課	夏休みの長期休業中に、地域の人材、特に高齢者の人材を活用して、子どもたちに安心して安全な見守りと、異世代交流や体験活動を実施することで、地域での健全な子育て環境の整備を図ります。
子どもの心を育む活動の推進	健康長寿あんしん課	心豊かな子どもたちの育ちを支援し、親と子の心のふれあいを促進するため絵本を配布の上、親に指導します。
家庭教育学級の開催	社会教育課	市内の幼稚園、小中学校の親を対象に家庭教育の大切さを学び、親同士の交流を目的に開設されている家庭教育学級を実施します。
家庭教育研究会の実施	社会教育課	健やかな子どもの育成を目的に、中学校区内の小地域単位で家庭や地域での子育てについての研修会を開催し、地域や家庭の教育力の向上に努めます。
自動販売機・書店の有害図書調査	社会教育課	子どもたちの成長に悪影響を及ぼす有害図書の書店・コンビニエンスストアにおける販売状況、自動販売機の設置状況の調査を実施します。
飲食店・遊技場の立入り調査	社会教育課	飲食店や遊技場等、子どもたちが出入りするには、不適切な場所の立入り調査を実施します。

4 のびのびと子どもが育つ安心・安全なまちづくり

【施策展開の基本方針】

子育て中の家族がゆとりのある家庭生活を送ることができるよう、雇用の場の確保と機会の創出に努め、周辺の居住環境の向上に努めます。

また、乳幼児を連れて安心して外出できるよう、バリアフリーの推進、公共施設へのベビーベッド、授乳室等の設置や、託児所や企業内保育所等の整備を民間企業へ働きかけていきます。さらに、子どもたちが安心して外出できるよう、歩道、ガードレールをはじめとする交通安全施設の充実、公園・広場等の遊び場の充実に努めます。

事業名称	担当課	事業内容
再就職のための働きかけ	商工観光課	就労機会の拡充を図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、仕事に関する情報の提供に努めます。
再就職のための技術取得の支援	商工観光課	関係機関との連携により、各種情報を提供し、専門技術習得のための支援に努めます。
公園整備の推進	建設課	親子のふれあいの場、地域のコミュニケーションの場となる身近な公園を住民のニーズ等を踏まえ、整備します。また、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、既存公園の遊具、トイレ等の設備を点検し、必要に応じて改修を進めていきます。
歩道の整備	建設課	歩行者空間を最優先する視点で、子どもを含めた幅広い層の歩行者が安全かつ安心して通行できる道路整備に努めます。
交通安全施設の整備	危機管理課	子どもの安全を確保するため、歩道の整備を推進するとともに、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備に努めます。また、車いす、ベビーカー等の円滑な通行を考慮し、できるだけ段差の解消に努めます。
トイレ等の整備の推進	建設課	子ども連れの人が、外出する際の利便性を高めるため、公共施設のトイレ等に子どもに配慮したベビーベッド、授乳室等の設置を推進します。
交通安全教室の開催	危機管理課	学校、警察等の関係機関と連携し、保育所・幼稚園・小中学校において子どもに対する交通安全教育を実施し、飛び出しの防止、安全な自転車の乗り方等を指導します。

啓発活動の推進	危機管理課	交通安全週間、広報紙等を活用し、自動車の運転マナーの向上、交通安全意識の高揚を図ります。
---------	-------	--

5 家庭も職場もささえあい

【施策展開の基本方針】

社会環境の変化、情報化社会の進展等により、フレックスタイム制、在宅ワーク、人材派遣などでみられるように、就労形態が多様化して来ましたが、それらの多様な働き方を自由に選択できる状況はそれほど多くありません。

女性の社会進出、就業は増加しつつありますが、育児等においては、いまだに固定的な性別での役割分担意識が残っています。

今後、男女ともすべての人が、多様な働き方を選択でき、男性でも気軽に育児休暇が取れる等、バランスのとれた生活を送ることができる地域社会の構築を目指します。

また、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」は、労働者数が 300 人を超える大企業において「働き方の見直し」、「子育てと仕事の両立支援」などのための具体的な取組方策を掲げた「一般事業主行動計画」の策定を義務づけており、また、労働者が 300 人以下の中小企業に対しては、その策定を努力義務とすることを位置づけています。

本市としても、いろいろな方面から企業に対して「子育ての重要性」の啓発に努め、育児休暇制度等の拡充を推進していくことが重要です。

現在就労している親の仕事と子育ての両立を図ることができるよう、引き続き様々な支援策の充実に努めます。

事業名称	担当課	事業内容
男女の固定的な役割分担意識の是正	政策推進課	近年、女性の仕事、家事・育児の分担等に対し理解を示す男性が増えてきていますが、中には昔ながらに、女性は家事と育児が仕事と考える人もいます。そのため、広報紙の発行等により、さらなる男性の意識の改革に努めます。
男女共生の推進	政策推進課	男女が平等でともに社会に貢献できるよう、男女共同参画プランの策定に努めます。
女性の地域活動への参加意識の啓発	政策推進課	女性が積極的に地域活動等へ参画できるよう、女性の意識の啓発に努めます。

男性が家事育児に参加する意識づくり	政策推進課	男性が積極的に家事育児に参画することができるよう、情報紙・ホームページ等により、啓発活動を展開し、また、料理教室や子育て講座、男性のための講座の充実を図り、男性の意識改革に努めます。
育児休暇制度の拡充促進	商工観光課	女性が仕事と育児を両立するためには、育児休暇制度は非常に重要です。そのため、休暇期間の延長、男性が取得しやすい等、育児休暇制度の充実を企業に働きかけていきます。
企業経営者等に対する子育ての重要性の啓発	商工観光課	商工会等関係機関と連携し、企業経営者等に対して、子育ての重要性を啓発していきます。特に超過勤務により、子ども・家庭とのかかわり時間が削がれることのないよう啓発に努めます。
商工会・共済会を通じた働きかけ	商工観光課	商工会・共済会を通じて、企業に子育てと就労環境の改善を働きかけていきます。

6 笑顔のために一歩前へ

【施策展開の基本方針】

近年、社会状況の変化に伴い、様々なストレスを抱え、児童に対する虐待の事例が増加しています。児童虐待は、家庭において行われる場合が多いことから、虐待が行われているのかどうか非常にわかりにくく、プライバシー等の問題から、早期発見、早期対応が難しい問題です。これらの児童虐待を早期に発見するため、福祉事務所、地域、警察、主任児童委員等が連携して積極的に対応していく必要があります。

母子家庭の生活の安定を図るため、就業場所の紹介、事業者への働きかけ等の就業支援策を推進するとともに、児童扶養手当の支給等、ひとり親家庭の自立支援策の充実に努めます。ひとり親家庭のほとんどが母子家庭であり、多くの母親が就労していることから、延長保育、休日保育、放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの充実を図り、ひとり親家庭の子どもの居場所づくりと健全な育成を支援します。

障がい児が、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育の連携を図り、在宅サービス、デイサービス等各種施策の充実に努めます。

事業名称	担当課	事業内容
家庭児童相談室の充実	子ども子育て支援課	虐待されている児童、虐待してしまう親が、気軽に相談できるよう家庭児童相談員と児童・親との雰囲気づくりに努めるとともに、相談員の資質の向上を図り、相談体制の充実に努めます。

虐待防止の啓発活動の推進	子ども子育て支援課	広報紙、ホームページの活用、講演会の開催等により、児童虐待防止の啓発に努めます。
早期発見体制の強化	子ども子育て支援課	広報紙等により、となり近所の見守り、報告体制の重要性をPRするとともに、教職員の虐待に関する意識の向上を図り、虐待の早期発見、早期防止に努めます。
支援体制の強化	子ども子育て支援課	虐待防止ネットワークの設置、民生児童委員の意識の向上、関係機関との連携強化を図り、虐待に対する支援体制の強化に努めます。
母子自立支援員の配置	子ども子育て支援課	母子の自立支援を図るため、「母子自立支援員」を配置していきます。
児童扶養手当の支給	子ども子育て支援課	母子・父子家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳までの子どもがいる一定の条件を満たす母子・父子家庭を対象に児童扶養手当を支給します。
医療費の助成	子ども子育て支援課	母子・父子家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳までの子どもがいる一定の条件を満たす母子・父子家庭を対象に医療費の助成を実施します。
母子及び寡婦福祉資金の貸付け	子ども子育て支援課	就学資金など各種資金の貸付けを行います。
教育相談の充実	子ども子育て支援課	面接相談及び電話相談の充実とともに、教育相談全般の活性化を図り、悩める青少年と父母等に対して、適切な指導・助言をするように努めます。
教育訓練給付金の支給	子ども子育て支援課	就労を希望しているひとり親が、専門技術習得のための専門学校等に通う経済的な負担を軽減するため、教育訓練給付金を支給します。
スキルアップ講座の開催	子ども子育て支援課	就労を希望しているひとり親の就労を支援するため、パソコン等のスキルアップ講座を開催します。
発達支援の充実	子ども子育て支援課	障がいのある人が適切な教育、生活訓練を受けることができるよう、関係機関と連携し、教育施設、各種施設の充実に努めるとともに、在宅サービス等の支援の充実に努めます。
障がい児教育・保育の充実	子ども子育て支援課	地域において障がい児の適切な療育ができるよう、保育所・幼稚園の受入体制の整備に努めます。
福祉サービスの充実	子ども子育て支援課	心身に障がいを持つ児童に対する地域での生活支援について援助をします。
経済的支援の充実	福祉推進課	重度の障がいのある児童等の保健の向上と生活の安定を図るため、医療費を助成します。また、障がいのある児童等の障がいを補うため、補装具の交付・修理・給付・

		貸与を行って行きます。
相談体制の充実	子ども子育て支援課	障がいのある児童を養育している人が、気軽に相談・指導が受けられるよう相談体制の充実に努めます。

7 子どもの目線でまちづくり

【施策展開の基本方針】

子どもを交通事故から守るため、警察と連携し、交通標識、横断歩道等の設置、歩道、カーブミラー等の交通安全施設の整備を図るとともに、警察、学校等と連携し、交通安全教育の充実に努めます。

近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが多くなっているため、自治会、ボランティア等と連携しパトロールを実施するとともに、犯罪に巻き込まれないよう、子ども、親に対し、犯罪に関する情報の提供を行っていきます。

また、犯罪、いじめ、児童虐待の被害に遭った子どもに対し、医療機関、関係機関と連携し、精神的ダメージの軽減、立ち直りの支援に努めます。

事業名称	担当課	事業内容
チャイルドシートの貸出し	危機管理課	チャイルドシートの着用は、子どもたちを交通事故の被害から守る上で非常に重要なため、チャイルドシート購入補助、チャイルドシートに関する広報活動を継続するとともに、チャイルドシートのリサイクル（貸し出し）を推進し、普及に努めます。
「子どもかけこみ 110 番」の設置	危機管理課	子どもたちが危険を感じたときに、とっさに駆け込むことができる場所として「子どもかけこみ 110 番」を警察署・駐在所・事業者などと連携しながら設置します。
防犯協会連合会との連携	危機管理課	総会を開催し、子どもたちを犯罪等の被害から守る活動を推進します。
街頭補導の実施	危機管理課 社会教育課	子どもたちが夜間に出歩くと犯罪に巻き込まれる可能性が高くなるため、関係機関と連携し、街頭補導を実施します。
学校の安全対策の強化	教育総務課	不審者が侵入しないよう、校門の開閉等の侵入予防対策を強化するとともに、緊急時の児童・生徒の避難体制の強化を図ります。
防犯に関する意識の啓発	子ども子育て支援課 学校教育課	子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、正しい知識の普及を図るとともに、広報紙等により、親への注意点等を啓発します。

学校支援センター「ひまわり」の充実	学校教育課	子どもや親が気軽にいじめや虐待について相談できるよう、学校支援センター「ひまわり」の充実を図るとともに、広報活動を展開します。また、相談を受けたものについては、最後まで支援できる体制づくりに努めます。
スクールカウンセラーの配置	学校教育課	学校で子どもたちが様々な問題について相談できるよう、スクールカウンセラーを配置します。また、カウンセリングにおいては、相談したことにより、いじめや虐待の被害が拡大しないよう十分注意し、最後までしっかり対応していきます。
いじめ虐待に関する意識の啓発	子ども子育て支援課	いじめや虐待を受けている子どもは、自分からなかなか相談できないことから、周囲の大人たちが子どもたちに関心を持ち、地域で見守る体制をつくるため、啓発活動に努めます。

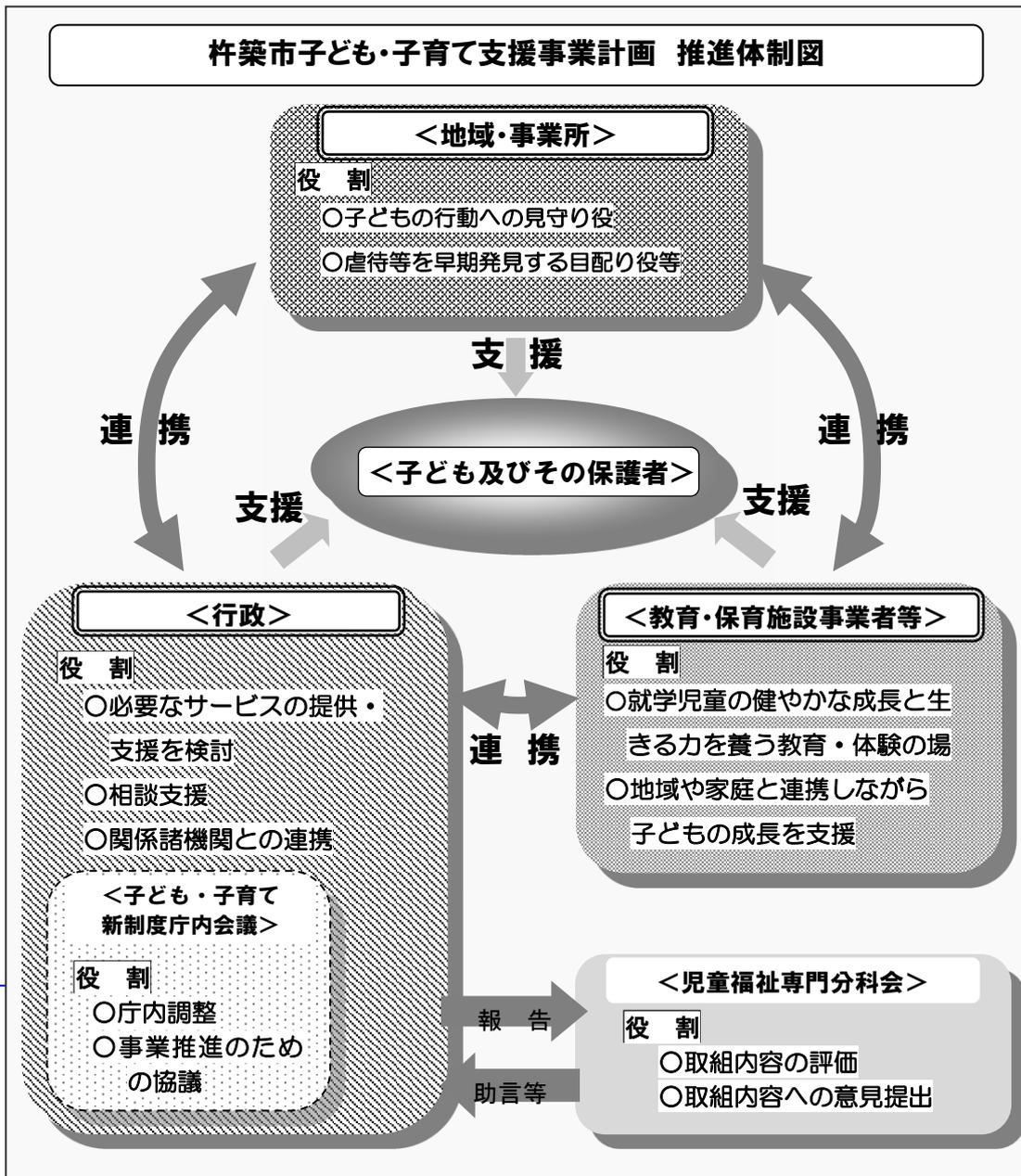
6 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設

次世代育成支援対策推進法では、従業員 100 人以上の一般企業が、行動計画を策定・届け出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されました。特例認定を受けられる企業が増えるように自治体としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。

第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

杵築市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、県及び市の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

杵築市は、子ども・子育て支援法に基づき「杵築市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有する。

③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

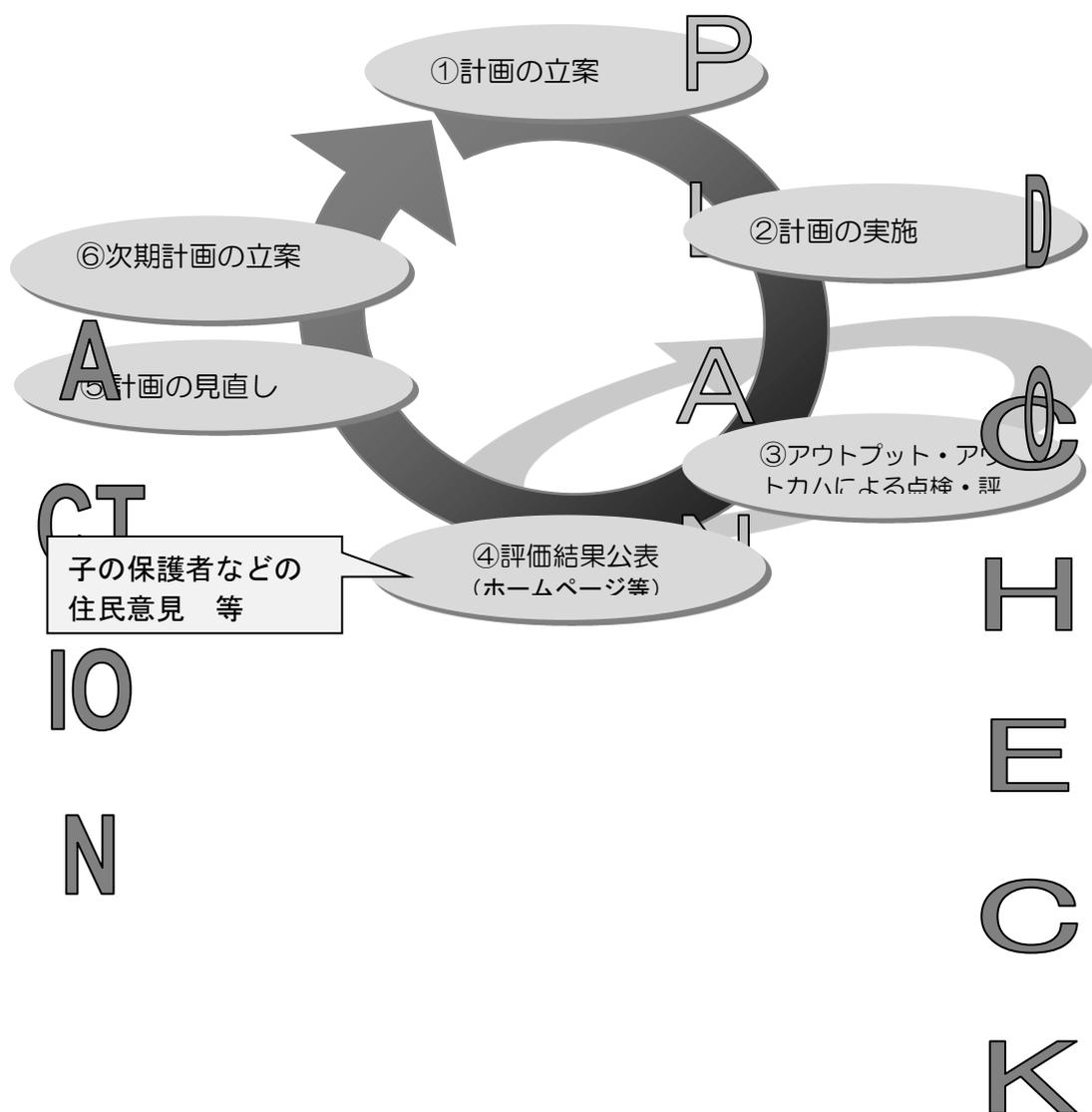
④地域の役割

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役
- 子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。
- 労働環境の整備
働く者が仕事と生活の調和を図りつつ、多様な働き方を自律的に選択できるよう、年次有給休暇の取得促進、柔軟な労働時間管理等の推進を図るとともに、労働環境の整備について推進します。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等に繋げて行きます。

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を下に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表することとします。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会において住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料 1 計画策定の経緯

資料 2 計画策定組織について

資料 3 用語解説



資料1 計画策定の経緯

年 月	内 容
平成 25 年 10 月	第 1 回子ども・子育て会議 ・ 会議委員に 10 名選出 ・ 現制度の次世代行動計画の評価 ・ 新制度の概要説明
	第 2 回子ども・子育て会議 ・ ニーズ調査項目の承認
平成 25 年 12 月	ニーズ調査実施 ・ 未就学児全戸調査(1,200 世帯) ・ 就学児調査（抽出で 300 世帯）
平成 26 年 3 月	第 3 回子ども・子育て会議 ・ ニーズ調査結果報告 ・ 教育・保育ニーズの把握 ・ 子育て支援事業のニーズの把握
平成 26 年 7 月	第 4 回子ども・子育て会議 ・ 教育・保育ニーズの確保策の提示 ・ 関係条例の制定 ・ 計画骨子案の提出
平成 26 年 9 月	9 月議会にて関係条例案を提案
平成 26 年 10 月	第 5 回子ども・子育て会議 ・ 施設の移行報告 ・ 利用者負担 ・ 関係条例等の制定 ・ 計画案の承認
平成 26 年 12 月	パブリックコメントの実施（～1 月まで）
平成 27 年 3 月	第 6 回子ども・子育て会議 ・ パブリックコメント結果報告 ・ 計画修正内容と計画の承認
平成 27 年 3 月まで	必要な条例・規則などの改廃
平成 27 年 3 月下旬	計画書を市長へ提出

資料2 計画策定組織について

杵築市子ども・子育て会議委員

NO	役 職	氏 名	備 考	地区
1	(会長) 保育園代表	木元 洋一郎	中央保育園長	杵築
2	(副会長) こども園代表	伊東 幸子	山香こども園長	山香
3	放課後児童クラブ代表	岩本 文恵	もりもりキッズ代表	杵築
4	保育園保護者代表	安倍 敬二	恵城保育園保護者	杵築
5	幼稚園保護者代表	阿部 知香	前山香こども園保護者	山香
6	放課後児童クラブ保護者代表	宇田 牧子	めだかクラブ保護者	大田
7	私立幼稚園代表(新任)	工藤 俊一	白百合幼稚園長	杵築
8	子育て支援団体代表	帯刀 里美	NPO法人	山香
9	学識経験者	今村 鈴代		杵築
10	学識経験者	宮本 二日		山香

事 務 局	教 育 委 員 会	教育総務課 課長	坪井 尚裕
		教育総務課 係長	英 哲郎
	福 祉 部 局	子育て・健康推進課 課長	篠田 邦昭
		子育て・健康推進課 企画管理係	都甲 秀幸
		子育て・健康推進課 子ども福祉係	阿部 貴之

資料3 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
2	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律他の一部改正）
3	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
4	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）
5	教育・保育施設	小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきた。 新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」が加わった。 「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）

6	保育所	<p>就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設のこと、保育園という施設名及び呼称が使われることのある施設。法的には、0（産後57日目）～18歳までの児童を対象とした託児所。（0～6歳までが多い）</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。</p>
7	幼稚園	<p>3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つで、主に教育を行う施設。</p> <p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校として、位置づけられている。</p>
8	幼保連携型認定こども園	<p>教育と保育を一体的に行う施設。</p> <p>幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設（平成18年に導入）。</p> <p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。</p> <p>（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>
9	地域型保育事業	<p>施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。</p> <p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う4つのタイプの事業がある。（法第7条）</p>
10	小規模保育	<p>少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。</p> <p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）</p>

11	家庭的保育	<p>家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。</p> <p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）</p>
12	居宅訪問型保育	<p>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。</p> <p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）</p>
13	事業所内保育	<p>会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。</p> <p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）</p>
14	施設型給付	<p>認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付のこと。（法第11条）</p>
15	特定教育・保育施設	<p>市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）</p>
16	地域型保育給付	<p>小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付のこと。（法第11条）</p>
17	特定地域型保育事業	<p>市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）</p>
18	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

19	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
20	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
21	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
22	教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育すること。
23	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類。
24	保育	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育すること。 基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
25	乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものこと。
26	ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。
27	くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が仕事と子育ての両立を図るための行動計画を定め、その目標を達成した場合に、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定すること。 認定された企業には、税制優遇制度がある。



杵築市

杵築市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 杵築市

編集 杵築市子育て・健康推進課

住所 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築 377 番地 1

TEL 0977-75-1111 FAX 0977-75-1141

ホームページ <http://www.city.kitsuki.lg.jp>

E-mail kodomo@city.kitsuki.lg.jp